

# 絶え間なく襲う大災害に立ち向かって

～震災・原発対応が続く中での福島県土木部の対応～

平成23年7月新潟・福島豪雨災害記録誌【災害対応編】



国道401号（南会津町内川地内）



只見川（金山町本名地内）



国道252号（金山町横田地内・二本木橋）



平成25年3月  
福島県土木部



## 平成23年7月新潟・福島豪雨災害記録誌の発刊にあたって

福島県では、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」において、地震と津波、そして、福島第1原子力発電所事故という複合的な災害により未曾有の被害を受けました。

それから半年にも満たない平成23年7月末、震災、原発事故対応で混沌とした中でも、復旧・復興に向けて踏み出そうとした矢先に、この「平成23年7月新潟・福島豪雨災害」が発生しました。前線が長きにわたり停滞したことにより、新潟県・福島県を中心に断続的に大雨が降り続き、会津西部に位置する只見町の観測所では、4日間の総降水量が711.5mmに達したのをはじめ、会津各地で記録的な豪雨に見舞われました。この記録的な豪雨は、行方不明者1名、住宅被害508棟、公共土木施設被害額約141億円という甚大な被害をもたらしました。

ここに改めて、被害を受けられた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、今回の災害を含め、東日本大震災の発生以降、職員の派遣や物資提供など、全国から多大なるご支援をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

今回の災害では、未曾有の大災害が立て続けに襲うという本県災害史上類を見ない多事多難な状況下にあっても、県土の安全・安心を守る責務を果たすため、福島県土木部が丸となって災害対応に尽力したという貴重な体験をすると同時に、様々な課題を教訓としました。本書は、これらの経験を後世に継承し、災害記憶の風化防止を図るとともに、この記録を全国に発信することで、各地の防災機関の災害対策の資料としてお役に立つことが出来れば幸いです。

最後に、本書の刊行にあたり、各関係機関から寄せられましたご協力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

平成25年3月

福島県土木部長 **渡辺 宏喜**

# 平成23年7月新潟・福島豪雨災害記録誌[災害対応編]

## 【目次】

第1章 平成23年7月新潟・福島豪雨災害の概要	
第1節 気象状況	1
第2節 降雨状況	1
第3節 被害状況	2
1. 出水状況	2
2. 交通規制状況	2
3. 一般被害	3
第2章 気象	
第1節 概況	5
1. 平成23年7月期の全国的概況	5
2. 気象の経過	6
3. 降雨の状況	10
4. 「東日本大震災」以降の気象庁の対応	12
第2節 過去の災害との比較	13
1. 過去の災害	13
2. 気象概況及び降雨状況	14
3. 被害状況	16
第3章 豪雨被害の状況	
第1節 公共土木施設等の被害	18
1. 人的被害・住家被害	18
2. 浸水実績図	20
3. 通行止め状況	24
4. 土砂災害発生状況	27
5. 被害報告額（県・市町村）	28
第2節 孤立集落の発生	29
1. 孤立集落の状況	29
2. 土石流に伴う孤立車両の発生	30
第3節 対策施設の効果	32
1. 砂防えん堤工	32
第4章 平成23年7月新潟・福島豪雨災害への福島県土木部の対応	
第1節 組織体制と初動対応の経過	34
1. 福島県災害対策本部	34
2. 福島県土木部	37

第2節 初動における災害対応	44
1. 他機関による緊急措置及び支援	44
2. 公共土木施設等における応急復旧	49
3. 支援・受援体制の構築	61
第3節 災害対応の効率化に向けた措置	65
1. 国への要望活動	65
2. 法令・制度上の措置	67
3. 予算の措置	71
第5章 災害復旧計画	
第1節 災害査定	74
1. 災害査定受検体制	74
2. 災害査定・復旧における特例措置	76
3. 査定決定額	78
4. 災害に係る事業の国庫補助率の嵩上げ	79
第2節 改良復旧事業関係	80
1. 河川等災害関連事業	80
2. 河川災害復旧助成事業	82
第3節 災害関連緊急砂防事業	83
1. 事業経緯	83
2. 事業採択要件	85
第4節 国土交通省による直轄代行・直轄受託事業	86
1. 国道252号二本木橋の直轄代行事業	86
2. 阿賀野川水系阿賀川及び只見川災害復旧工事の受委託契約	87
第5節 災害対策等緊急事業推進費の活用	89
1. 制度概要	89
2. 事業概要	89

巻末 『平成23年7月新潟・福島豪雨災害記録誌』の編纂について

## 第1章 平成23年7月新潟・福島豪雨災害の概要

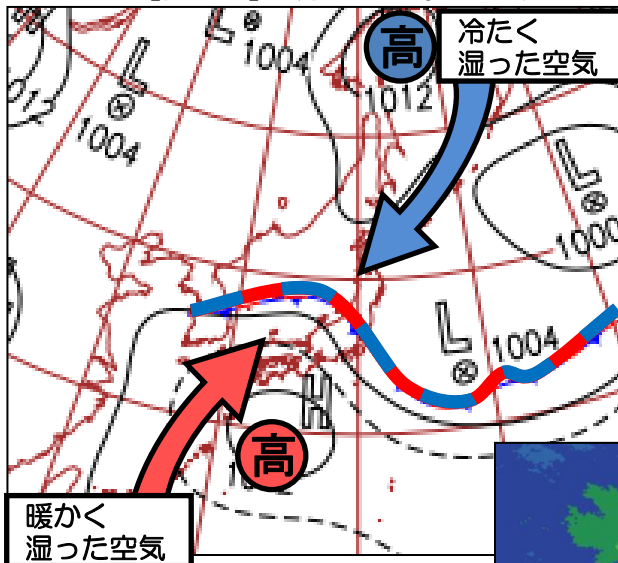
### 第1節 気象状況

平成23年7月28日から30日にかけて、前線が朝鮮半島から北陸地方を通過して関東の東にかけて停滞し、前線に向かって南の太平洋高気圧からの暖かく非常に湿った空気と、北のオホーツク海高気圧からの冷たく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となって、新潟県・福島県を中心に多量の雨を降らせた。

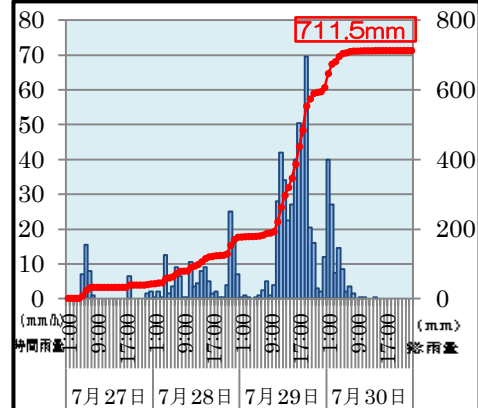
### 第2節 降雨状況

平成23年7月27日から30日にかけて、新潟県と福島県会津地方を中心に多大な被害をもたらした大雨は、福島県只見町只見で711.5mm、新潟県加茂市宮寄上で626.5mmとなり、また解析雨量では、新潟県三条市、福島県只見町付近で1,000mmを超えたところがあった。72時間降水量や1時間降水量においては、新潟県と福島県会津地方の多くの地点では統計開始以来の観測史上1位を更新した。

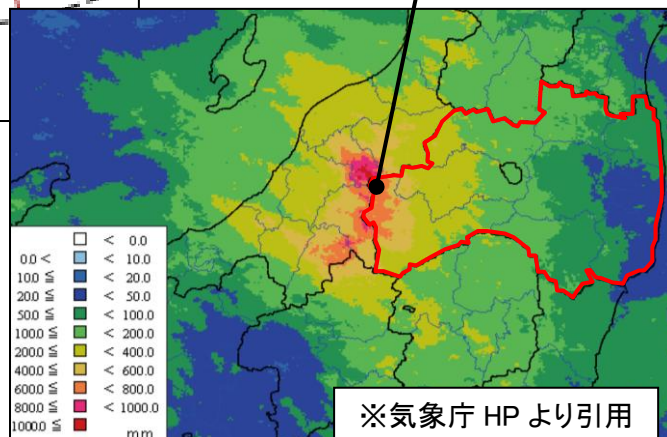
【図1.1】7月29日9時の天気図



【図1.2】只見観測所雨量データ



【図1.3】解析雨量による総降水量分布 (7月27~30日)



### 第3節 被害状況

#### 1. 出水状況

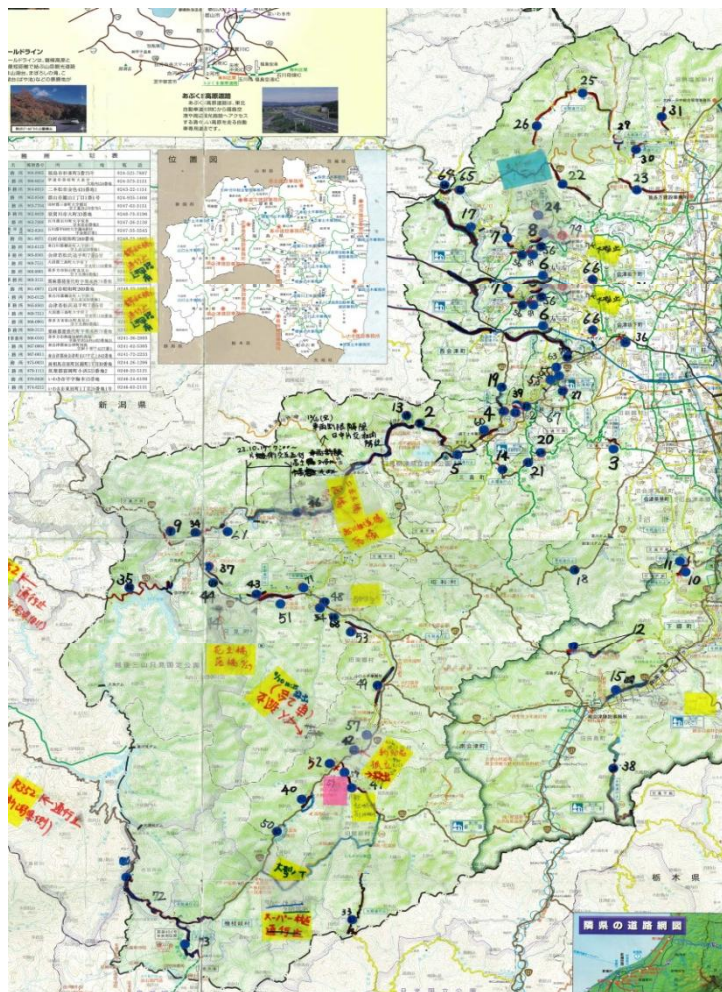
阿賀川、宮川など3河川6区間で水防警報が発令され、只見川の支川である伊南川では避難判断水位情報(従前の特別警戒水位情報)が3区間で発令された。

また、滝谷川など4河川ではん濫注意水位(従前の警戒水位)を突破し、只見川をはじめその支川である伊南川や黒谷川、叶津川などで、河岸・堤防の欠壊、崩落等が発生した。

#### 2. 交通規制状況

県管理道路の交通規制は、土砂崩れ、路肩崩壊、冠水等により、一般国道8路線29箇所、主要地方道7路線12箇所、一般県道19路線34箇所が全面通行止めとなり、その内、一般国道252号二本木橋や滝スノーシェッド(ともに金山町)、一般国道289号花立橋(只見町)など5箇所の道路構造物で落橋、橋脚沈下等が発生したほか、町道においても多数の通行止め箇所が発生した。(なお、豪雨災害より約1年が経過した平成24年7月23日に、国道252号只見町田子倉～石伏間の全面通行止め解除を最後に、豪雨に伴う全面通行止めは全て解除となっている。)

【図1.4】会津方面における交通規制箇所図(災害対応で実際に使用)



### 3. 一般被害

会津地方を中心に、河岸・堤防の欠壊・崩壊等や土砂災害等による人的及び住家被害が発生している。会津地方の各市町では避難指示及び避難勧告を発令し、住民の避難を呼びかけたが、生活道路が寸断され避難できず孤立した集落が発生した。

また、農業、鉄道などの公共交通機関、電力、水道等の社会生活基盤についても、大きな被害が発生し県民生活に多大な影響を与えた。

【表1.1】 人的・住家被害の状況

人的被害	死者	0人	住家被害	全壊	33棟
	行方不明者	1人		半壊	199棟
	重傷者	0人		一部損壊	3棟
	軽傷者	0人		床上浸水	80棟
				床下浸水	193棟

【表1.2】 避難状況

	市町村数	対象世帯数	対象人数
避難指示	3町	150世帯	511人
避難勧告	1市 6町	2,571世帯	6,486人
自主避難	1市 4町 1村	156世帯	393人
合計	1市 7町 1村	2,907世帯	7,390人

【表1.3】 孤立集落発生状況

孤立発生町村	孤立集落数	人数	備考
南会津町	1集落	20人	その他、車両孤立2箇所
金山町	3集落	77人	
只見町	8集落	403人	
檜枝岐村	全村孤立	—	迂回路確保により解消

※【表1.1～3】については、消防庁災害対策本部(平成23年12月16日18:00発表)『平成23年7月新潟福島豪雨(第10報)』より抜粋

【表1. 4】福島県内の主な社会生活基盤の被害状況(平成24年10月末現在)

被災施設	分類	被害状況	備考
農林関係	農作物	257.65ha	
	農地等被害	田畑 295.52ha 農地施設 731箇所	
	林業等被害	森林 9.44ha 林産物・林産施設・林道 862箇所	
	治山被害	125箇所	
鉄道 <sup>※1</sup>	磐越西線	喜多方駅～野沢駅(運休:7月29日～8月6日) 野沢駅～津川駅(運休7月29日～8月21日)	
	只見線	会津坂下駅～会津宮下駅 (運休:7月29日～8月7日)	
		会津宮下駅～会津川口駅 (運休:7月29日～12月3日)	
		只見駅～大白川駅 (運休:7月29日～平成24年10月1日)	
		会津川口駅～只見駅(運休:7月29日～)	橋桁流出
電力 <sup>※2</sup>		最大 7,142戸(5町1村)で停電	金山町、只見町、南会津町、会津坂下町、三島町、檜枝岐村(全村)
水力発電(利水ダム) <sup>※3</sup>		東北電力:17箇所、電源開発:1箇所 浸水被害等により休止	内、復旧済み5箇所(東北電力)
NTT回線 <sup>※1</sup>	固定電話	最大 約2,010戸(1町1村)で不通	南会津町、檜枝岐村
	携帯電話	基地局停波:45局 (DoCoMo:25局、KDDI:12局、SoftBank:8局)	
上水道 <sup>※1</sup>		最大 2,725戸(1市4町)で断水	喜多方市、柳津町、金山町、只見町、南会津町
下水道		マンホール、ポンプ操作盤等	柳津町

※1 内閣府『平成23年7月福島・新潟豪雨による被害状況等について』より一部抜粋

※2 福島県災害対策本部『被害状況即報』より一部抜粋

※3 東北電力 HP プレスリリース掲載資料より抜粋

【写真1. 1】JR只見線 第5只見川橋梁流出



【写真1. 2】JR只見線 第6只見川橋梁流出





## 第2章 気象

### 第1節 概況

#### 1. 平成23年7月期の全国の天気概況

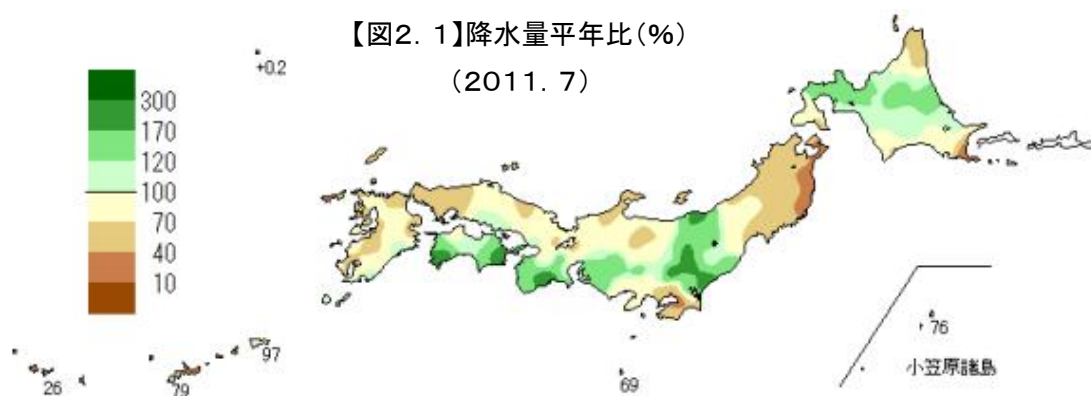
2011年の梅雨期は、平年に比べ全国的に早い梅雨明けとなった。

7月中旬後半には台風6号が上陸し、四国や紀伊半島に記録的な豪雨をもたらしたが、日本海側の降水量は平年に比べかなり少なかった。

下旬には上空の寒気や湿った気流の影響で北海道を除いて曇りがちで、所々にわか雨や雷雨となった。

月間を通してみると、日本海側の地域で月降水量は概ね「平年並み」であり、北陸も「平年並み」、東北は「少ない」であったが、下図を見ると新潟～福島～北関東の範囲では「多い」とあり、今般の豪雨はかなり局所的な現象だったと分かる。

(参考資料:気象庁「7月の天候(報道発表資料)」より)



【表2.1】地域平均平年差(比)と階級(2011年7月)

	気温 平年差 ℃(階級)	降水量 平年比 %(階級)	日照時間 平年比 %(階級)
北海道	1.1(+)	102(0) 日 117(0) 才 101(0) 太 84(0)	113(+) 日 95(0) 才 100(0) 太 142(+)*
東北	1.8(+)*	70(-) 日 76(-) 太 66(-)	119(+) 日 121(+) 太 117(0)
関東甲信	1.5(+)	95(0)	120(+)
北陸	1.8(+)*	84(0)	119(0)
東海	1.0(+)	112(+)	110(0)
近畿	0.8(+)	98(0) 日 65(-) 太 110(+)	105(0) 日 119(+) 太 100(0)
中国	0.8(+)	74(0) 陰 64(0) 陽 86(0)	100(0) 陰 104(0) 陽 96(0)
四国	0.2(0)	154(+)	92(0)
九州北部	0.5(+)	66(0)	113(+)
九州南部 ・奄美	0.1(0) 本 0.1(0) 奄 0.0(0)	93(0) 本 99(0) 奄 67(0)	95(0) 本 97(0) 奄 89(-)
沖縄	0.0(0)	48(-)	101(0)

階級表示 (-):低い(少ない) (0):平年並 (+):高い(多い)  
(\*)はかなり低い(少ない)、かなり高い(多い)を表す

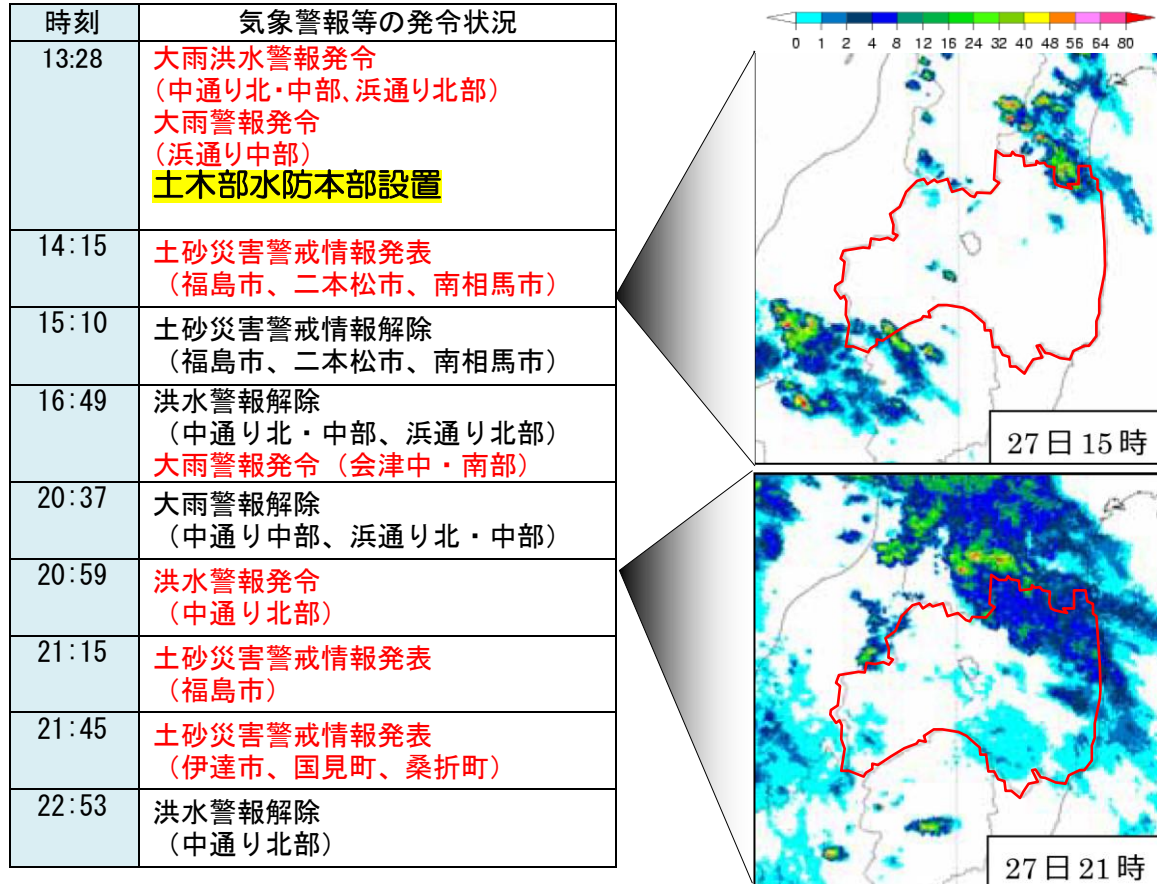
地域表示 日:日本海側 陰:山陰 本:本土(九州南部)  
才:オホーツク海側 陽:山陽 奄:奄美  
太:太平洋側

## 2. 気象の経過

(1) 7月27日(水)

上空に強い寒気を伴った気圧の谷が通過し、大気の状態が不安定となる。

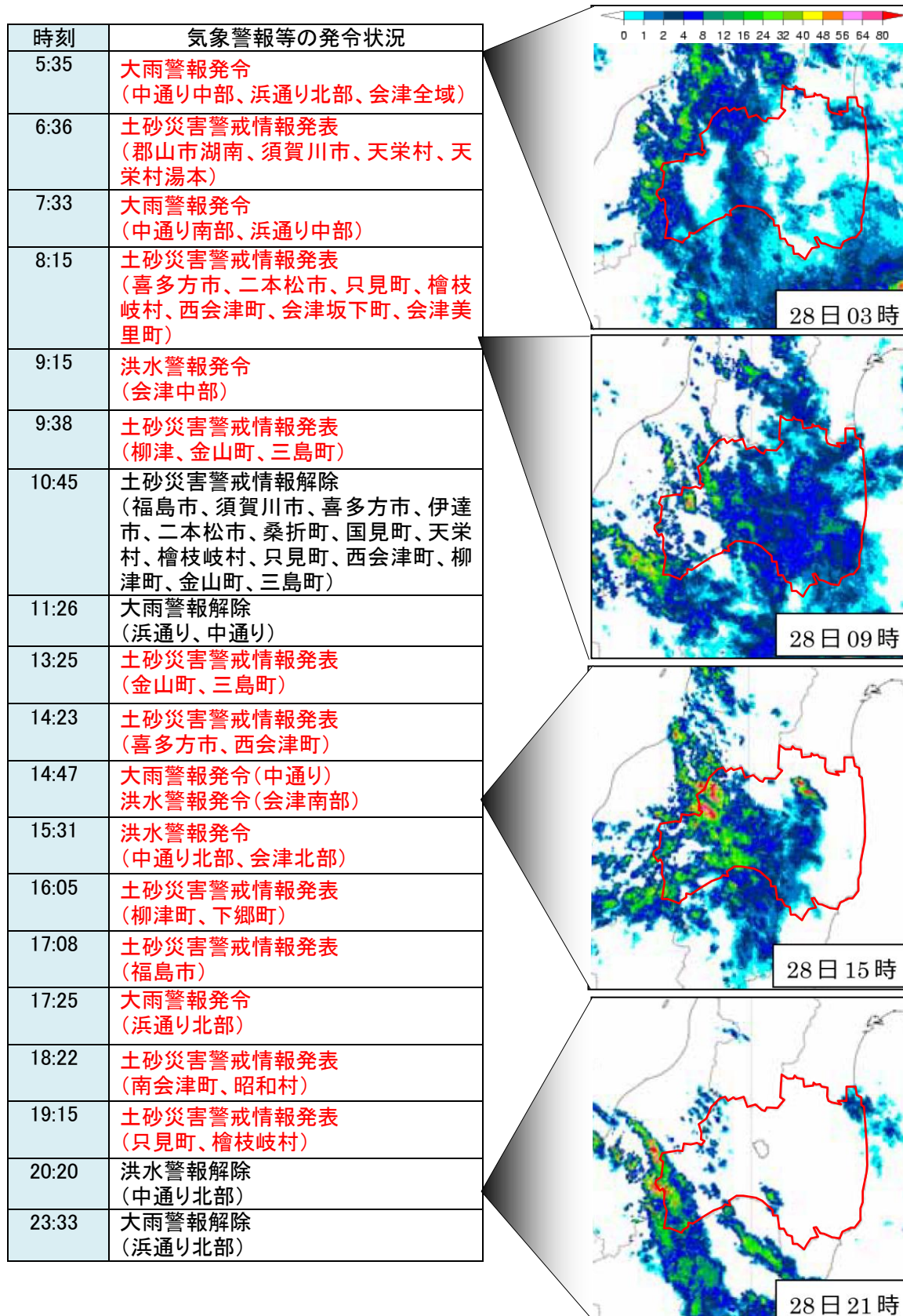
【図2. 2】解析雨量図※



※ 福島地方気象台『災害時気象資料(平成23年8月1日)』より

(2) 7月28日(木)

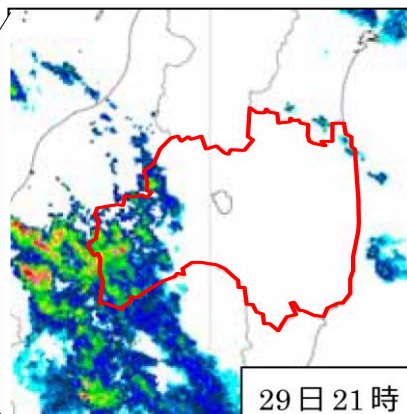
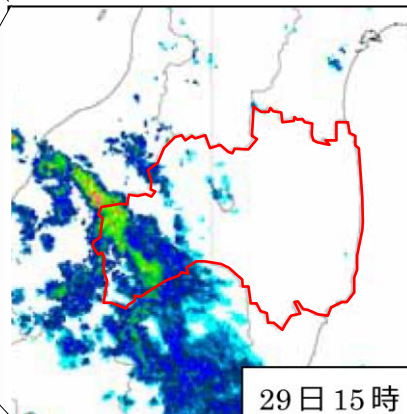
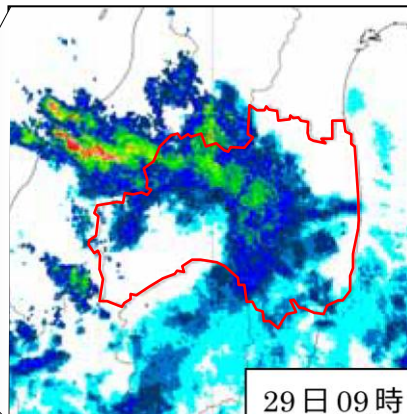
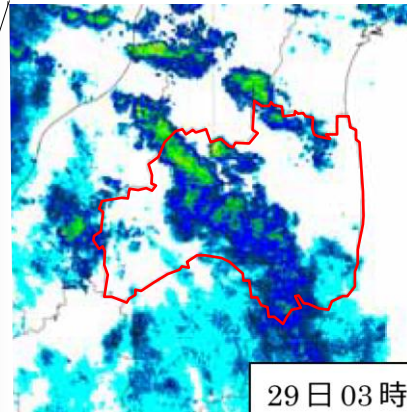
朝鮮半島から北陸地方を通り、日本の東海上にかけて形成された前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。



(3) 7月29日(金)

朝鮮半島から北陸地方を通して関東の東にのびていた前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。

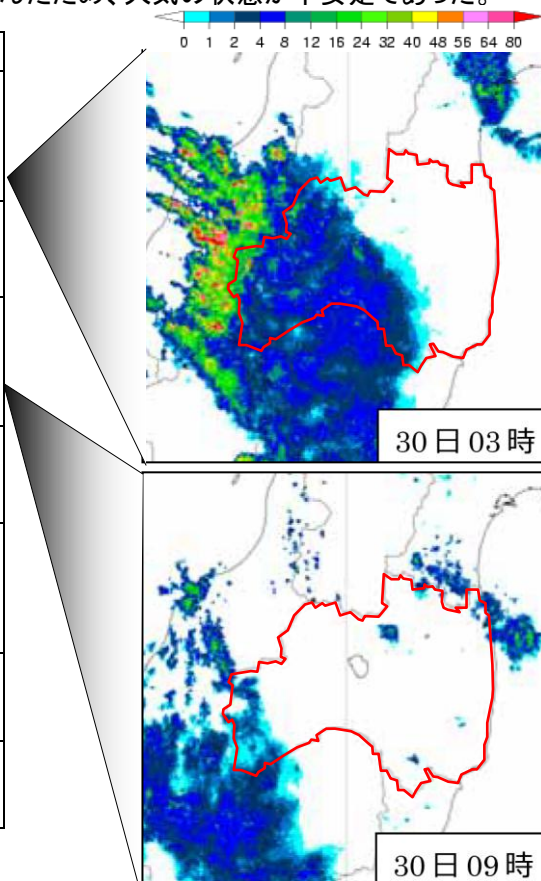
時刻	気象警報等の発令状況
0:20	土砂災害警戒情報発表 (西郷村) 土砂災害警戒情報解除 (福島市)
1:25	土砂災害警戒情報発表 (会津若松市、白河市、須賀川市、天栄村)
1:40	洪水警報発令 (会津北部)
3:40	土砂災害警戒情報発表(郡山市、磐梯町、猪苗代町)
4:00	大雨警報発令 (浜通り北・中部)
5:10	土砂災害警戒情報発表 (福島市、伊達市、桑折町、国見町)
10:47	土砂災害警戒情報発表 (二本松市、北塩原村)
12:13	土砂災害警戒情報解除 (福島市、喜多方市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町)
13:22	大雨警報解除 (中通り北部、浜通り中・南部)
13:40	土砂災害警戒情報解除 (会津若松市、郡山市、郡山市湖南、須賀川市)
15:06	土砂災害警戒情報解除 (白河市、天栄村)
15:46	大雨警報解除 (中通り中部)
17:00	<b>土木部水防第2 配備体制</b>
17:28	土砂災害警戒情報解除 (天栄村湯本、下郷町、柳津町、三島町、会津美里町、西郷村)
18:50	大雨警報解除(中通り南部) 大雨洪水警報解除(会津北部)
21:25	大雨洪水警報発令 (会津北部)



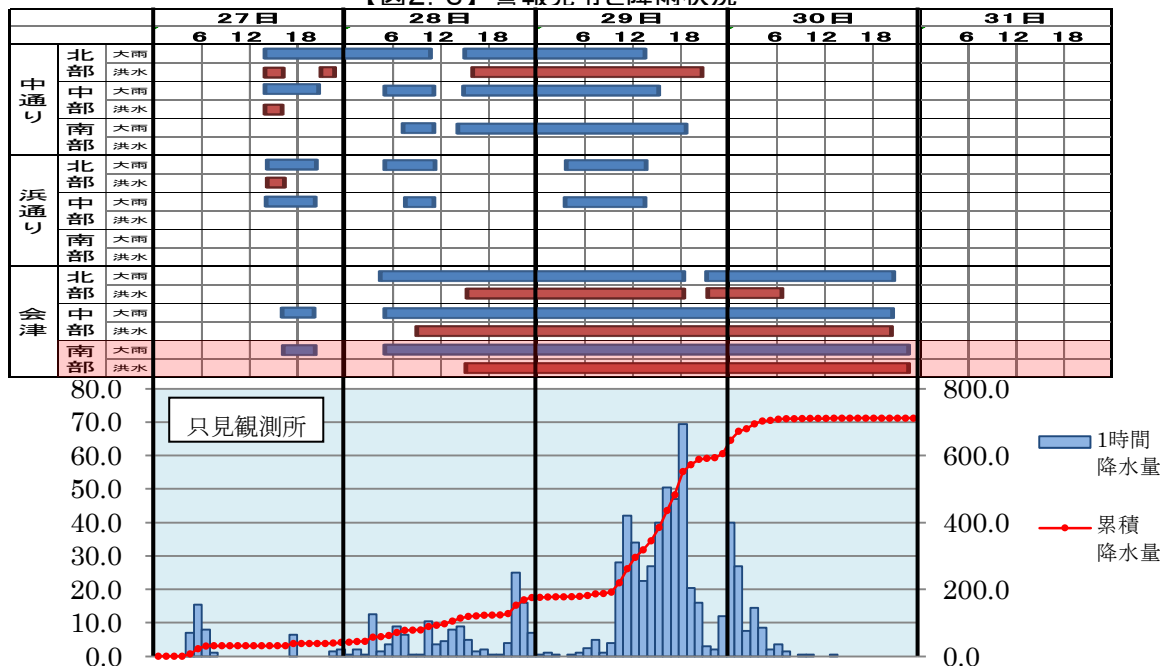
(4) 7月30日(土)

朝鮮半島から北陸地方を通して関東の東にかけて停滞していた前線は次第に弱くなったが、引き続き暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定であった。

時刻	気象警報等の発令状況
1:46	土砂災害警戒情報発表 (喜多方市、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町)
6:53	洪水警報解除 (会津北部)
7:34	土砂災害警戒情報解除 (喜多方市、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村)
17:18	土砂災害警戒情報解除 (只見町、南会津町、檜枝岐村)
20:52	大雨警報解除 (会津北部) 大雨洪水警報解除 (会津中部)
23:30	大雨洪水警報解除 (会津南部)
7月31日 0:40	土木部水防体制解除



【図2.3】警報発令と降雨状況

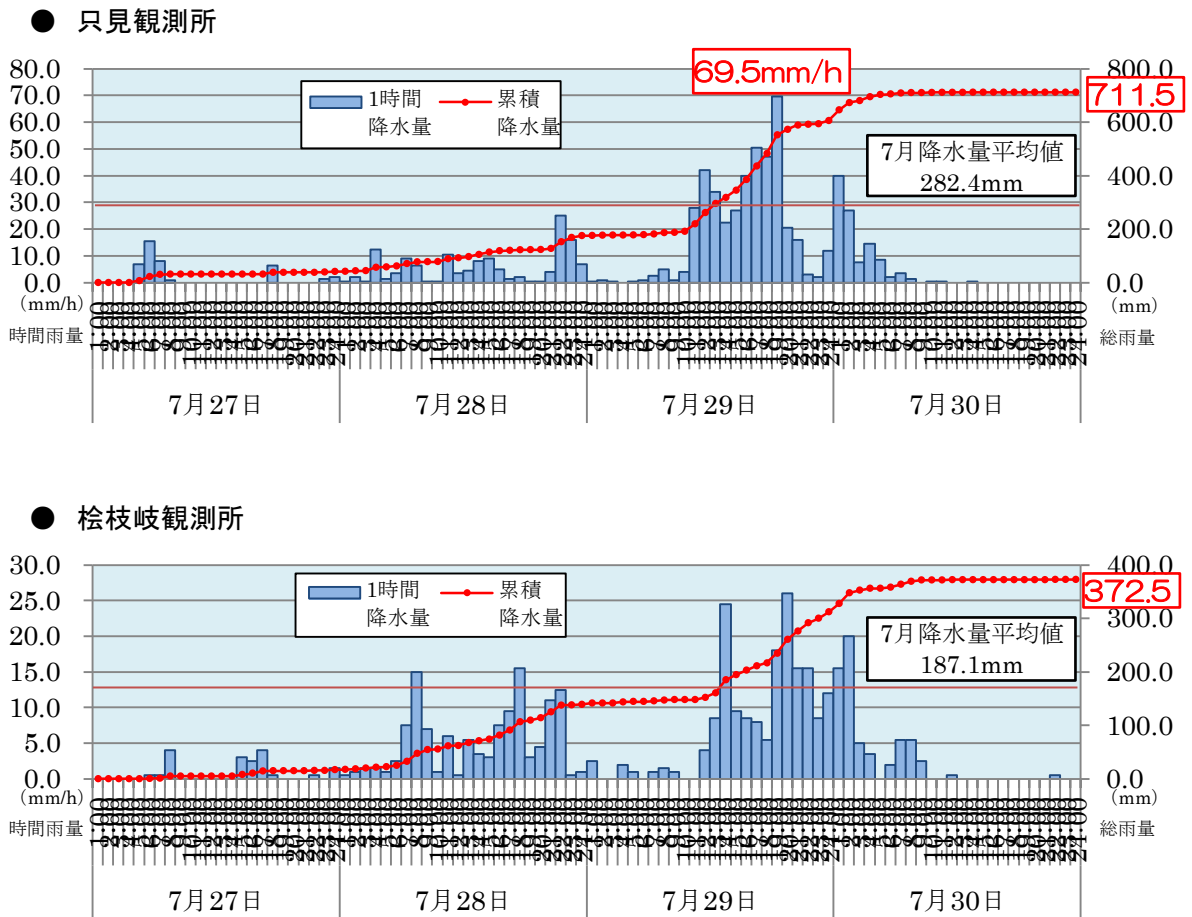


### 3. 降雨の状況

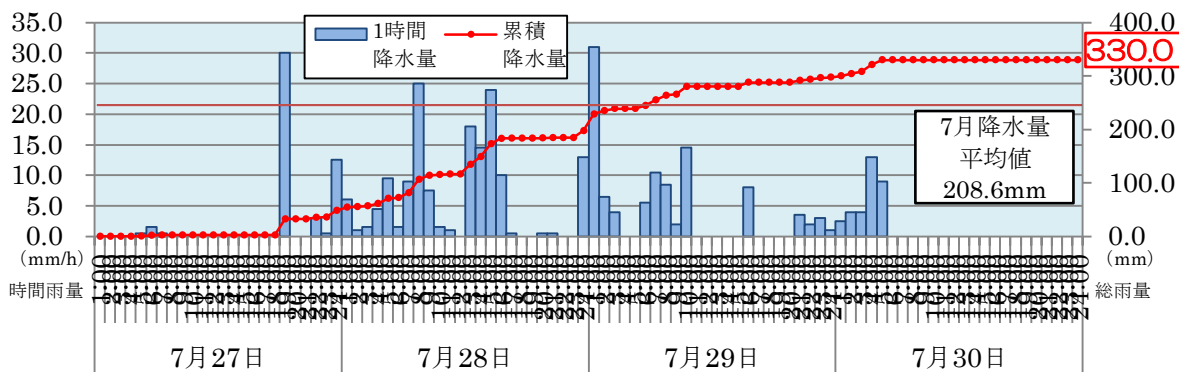
7月25日頃から降り始めた雨は降ったり止んだりを繰り返し、7月27日頃から日本列島を横断するように前線が停滞すると、新潟県と福島県会津地方を中心に大雨を降らせた。29日午後ピークを向かえると、只見観測所(只見町)では時間最大雨量69.5mm(18:00～19:00)の集中した豪雨となった。

7月27日から30日にかけての4日間の総降水量は只見観測所711.5mm、桧枝岐観測所(桧枝岐村)372.5mm、西会津観測所(西会津町)330.0mm となった。特に只見観測所においては、7月の月降水量平均値282.4mmの約2.5倍に達し、また1時間、24時間、72時間の各最大降水量において、統計開始以来の観測史上1位を記録したほか、会津各地の観測所でも最大72時間降水量について観測史上1位を記録している。

【図2.4】 代表的な観測所の雨量データ



● 西会津観測所



【表2. 2】福島県内の主な観測所のアメダス降水量<sup>※1</sup>

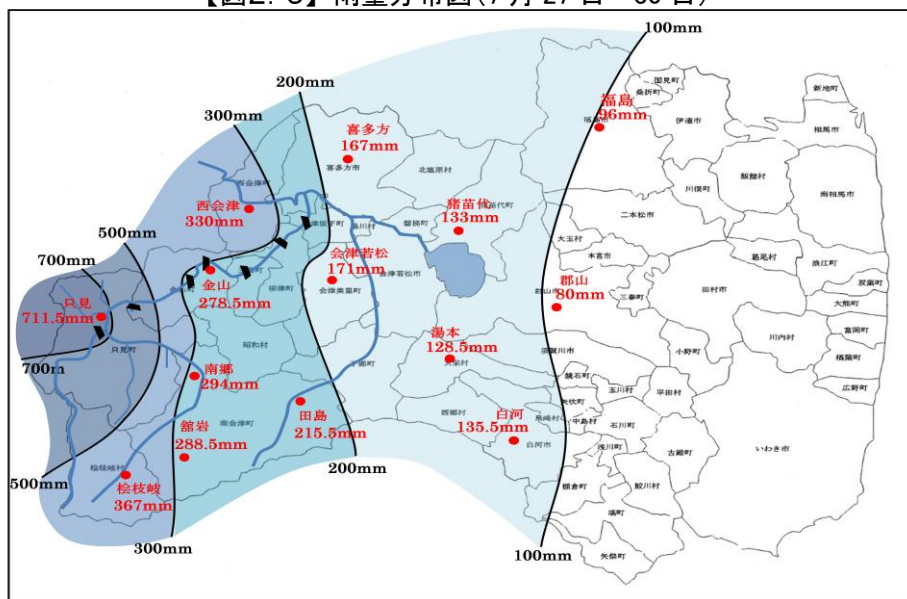
市町村名	地点名	総降水量 (7月27日～30日)	最大1時間 降水量	最大24時間 降水量	最大72時間 降水量
只見町	只見	711.5mm	69.5mm <sup>※2</sup> (～7月29日19:00)	527.0mm <sup>※2</sup> (～7月30日6:50)	700.0mm <sup>※2</sup> (～7月30日4:30)
檜枝岐村	檜枝岐	372.5mm	26.5mm (～7月29日14:10)	223.5mm (～7月30日8:40)	367.0mm <sup>※2</sup> (～7月30日11:50)
西会津町	西会津	330.0mm	36.0mm (～7月29日0:40)	183.0mm (～7月29日2:30)	329.5mm (～7月30日5:00)
南会津町	南郷	294.0mm	31.0mm (～7月29日11:10)	146.0mm (～7月30日5:40)	293.0mm <sup>※2</sup> (～7月30日5:20)
金山町	金山	278.5mm	40.5mm (～7月28日14:40)	215.5mm (～7月29日2:00)	278.5mm (～7月30日0:00)
南会津町	館岩	288.5mm	22.5mm (～7月29日16:40)	163.0mm (～7月30日7:00)	285.0mm <sup>※2</sup> (～7月30日6:40)
南会津町	田島	215.5mm	21.5mm (～7月28日15:10)	134.0mm (～7月29日1:50)	214.5mm <sup>※2</sup> (～7月30日5:40)

※1 気象庁HPより集計(平成24年2月15日時点)

※2 極値更新(観測史上1位を記録した)箇所

ただし、参考資料とした「災害時気象速報 平成23年7月新潟・福島豪雨(気象庁)」は作成された9月30日時点において、『統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない値』で集計しているため、本書の数値と差異がある。

【図2. 5】雨量分布図(7月27日～30日)

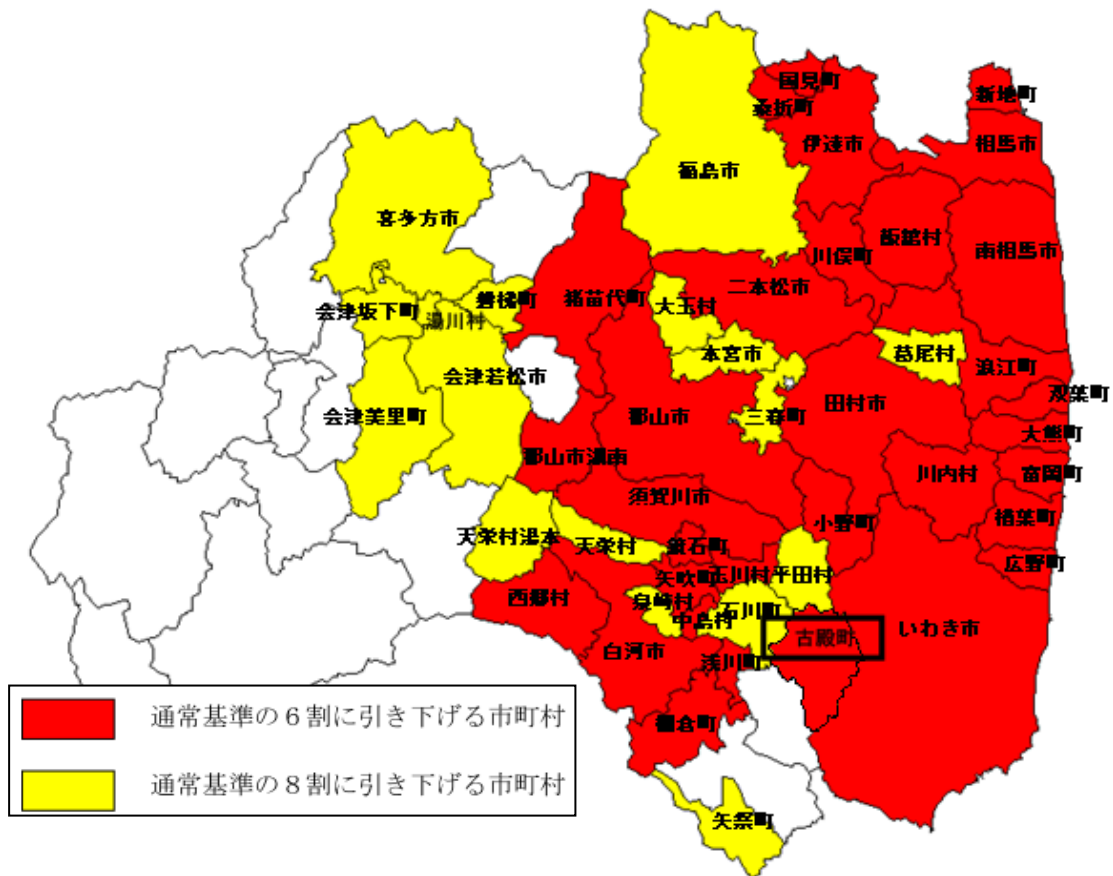


#### 4. 「東日本大震災」以降の気象庁の対応

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」及びこれに伴う津波被害により、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられ、また、堤防や排水施設等がダメージを受け、洪水害や浸水害が通常より発生しやすくなっていることが懸念された。

このことから、福島地方気象台では当分の間、土砂災害や浸水害を対象とする大雨警報・注意報と洪水警報・注意報の基準について、より引き下げた暫定基準を設けて運用することとした。

【図2. 6】 暫定基準が適用される市町村



※ 「平成23年4月12日 福島地方気象台報道発表資料」より



## 第2節 過去の災害との被害比較

### 1. 過去の災害

会津地方では度々、阿賀野川流域を中心に豪雨災害に見舞われている。【表2. 3】  
ここでは、直近で気象概況が類似している「平成16年新潟・福島豪雨」を例に取り上げ、  
降雨及び被害の状況を比較する。

【表2. 3】阿賀野川流域における県内の主要災害一覧表

発成年月	被害の状況（浸水戸数等）
S31.7 (梅雨前線)	家屋全壊 91 戸 浸水家屋 9,381 戸
S33.9 (台風 21 号)	死者 6 名 堤防決壊 381 箇所、家屋被害 215 戸、家屋浸水 2,443 戸
S34.9 (台風 15 号)	死者 2 名 家屋被害 339 戸、家屋浸水 331 戸
S36.8 (低気圧)	家屋被害 5 戸、家屋浸水 782 戸
S42.8 (低気圧)	家屋全壊流出 15 戸、床上浸水 131 戸、床下浸水 242 戸
S44.8 (低気圧)	死者 3 人、行方不明者 6 人、家屋全壊 140 戸、 家屋半壊 床上浸水 732 戸、床下浸水 242 戸
S53.6 (梅雨前線)	家屋全壊 1 戸、床上浸水 56 戸、床下浸水 482 戸
S56.6 (梅雨前線)	床上浸水 1 戸、床下浸水 27 戸
S57.9 (台風 18 号)	床上浸水 22 戸、床下浸水 248 戸、家屋全壊 1 戸
H14.7 (台風 6 号)	床上浸水 22 戸、床下浸水 83 戸
H16.7 (前線)	床上浸水 5 戸、床下浸水 81 戸
H23.7 (前線)	全壊 33 戸、半壊 199 戸、一部損壊 3 戸 床上浸水 80 戸、床下浸水 193 戸

出典：1.阿賀野川水系河川整備計画

(北陸地方整備局 H24.10)

2.会津若松建設事務所 100 周年記念誌

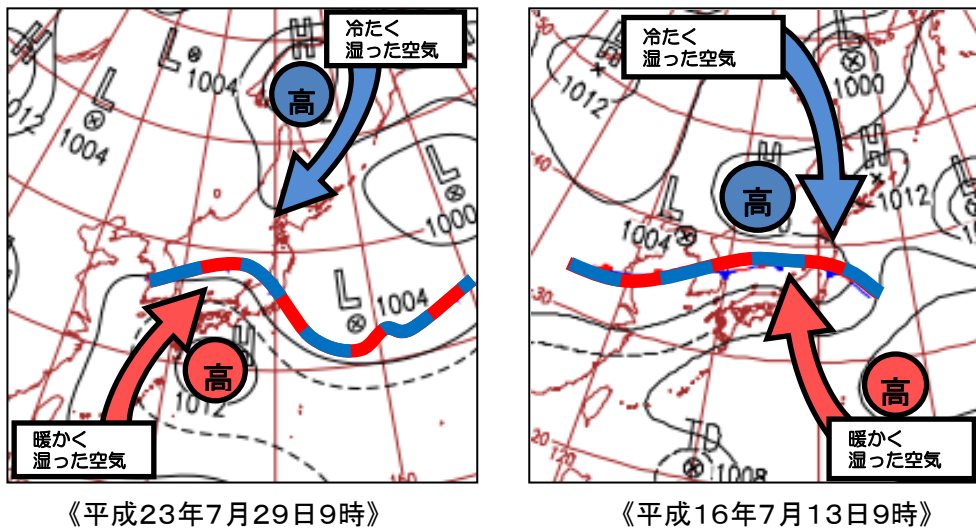
2. 気象概況及び降雨状況

平成16年7月12日から13日にかけて、日本海から東南北部に停滞する梅雨前線の活動が活発化し、新潟・福島両県で豪雨となった。その後やや穏やかになったものの、16日から前線が再び活発化し断続的に強い雨が降るとい、2回の大きなピークがあった。

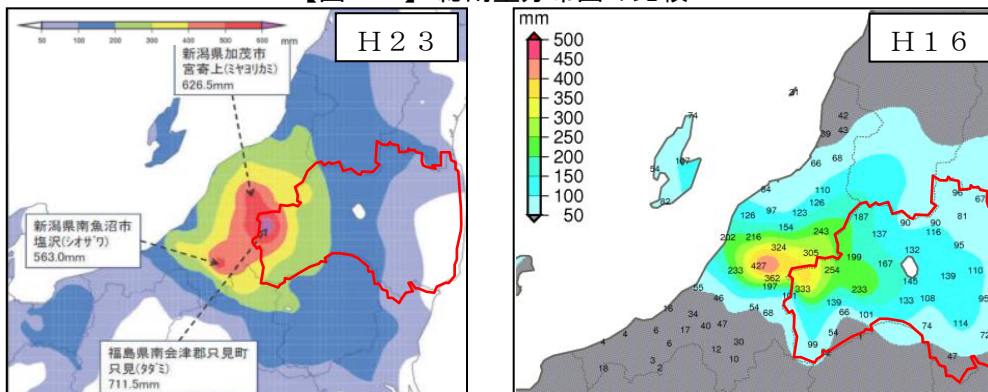
2つの災害に共通することは、下層の暖かく湿った空気と上空の冷たい空気が流れ込み大気の状態が不安定であったこと。ただし、平成16年豪雨はその状態が短く間隔が空いていたのに対し、平成23年豪雨は長い時間持続されていたことに違いが見られる。

これは次ページの【図2. 9】雨量データからも分かるように、降り始めからの総降水量で比較すると、平成16年豪雨が754. 5mmであり、平成23年豪雨の711. 5mmより多くの雨が降ったが、最大24時間降水量及び72時間降水量で比較すると、平成16年豪雨がそれぞれ330. 0mm/24h、378. 0mm/72hであったのに対し、平成23年豪雨は527. 0mm/24h、700. 0mm/72hと短期間にまとまった雨が降り続いていた。

【図2. 7】 天気図の比較



【図2. 8】 総雨量分布図の比較



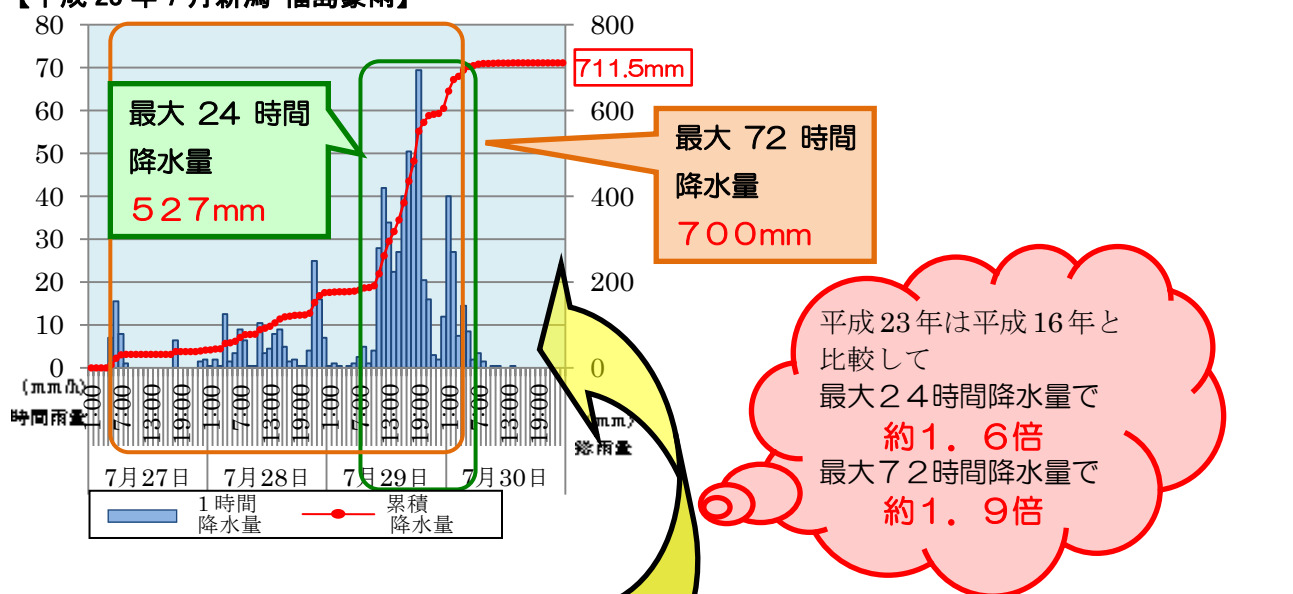
(参考資料: 気象庁「災害時気象資料」)

【表2.4】只見観測所のアメダス降水量比較

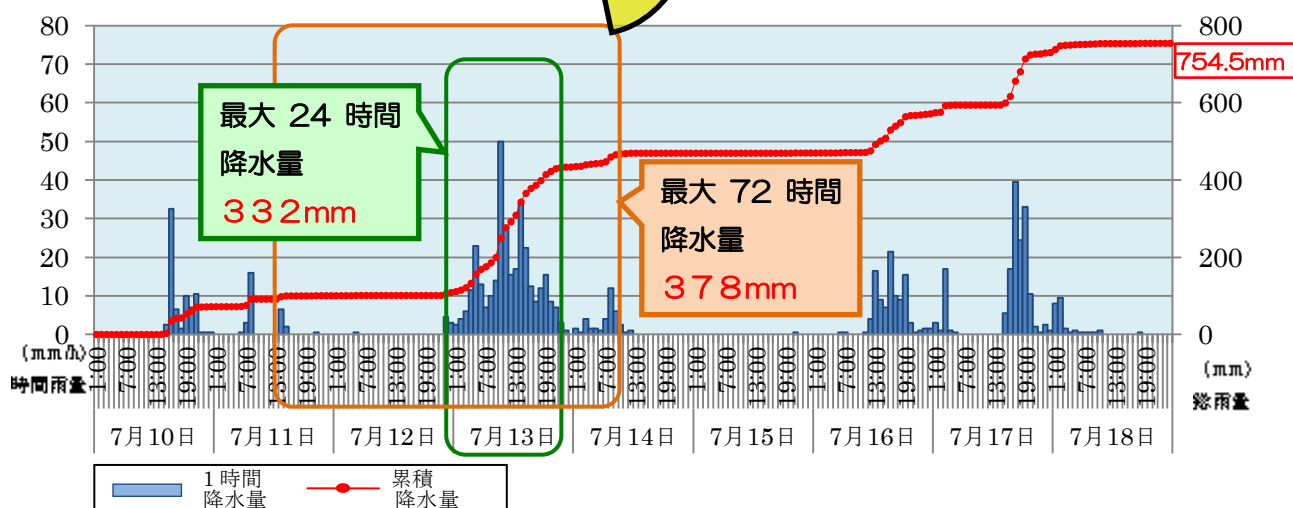
被災年	総降水量	最大1時間	最大24時間	最大72時間
平成23年	711.5mm (4日間)	69.5mm	527.0mm	700.0mm
平成16年	754.5mm (9日間)	50.0mm	332.0mm	378.0mm

【図2.9】只見観測所雨量データの比較

【平成23年7月新潟・福島豪雨】



【平成16年7月新潟・福島豪雨】

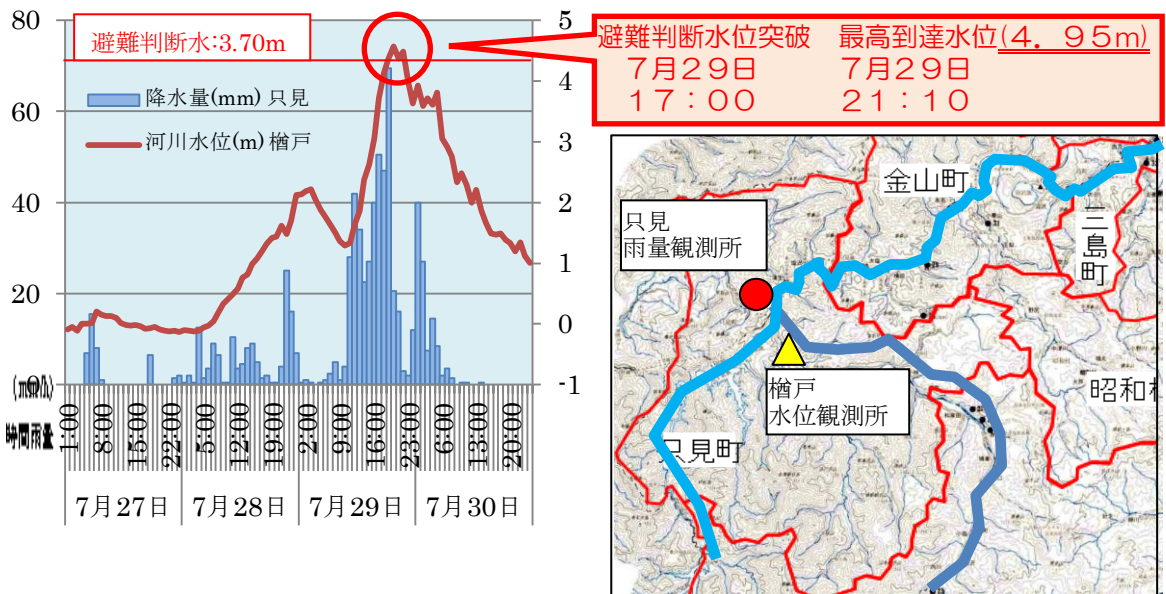


### 3. 被害状況

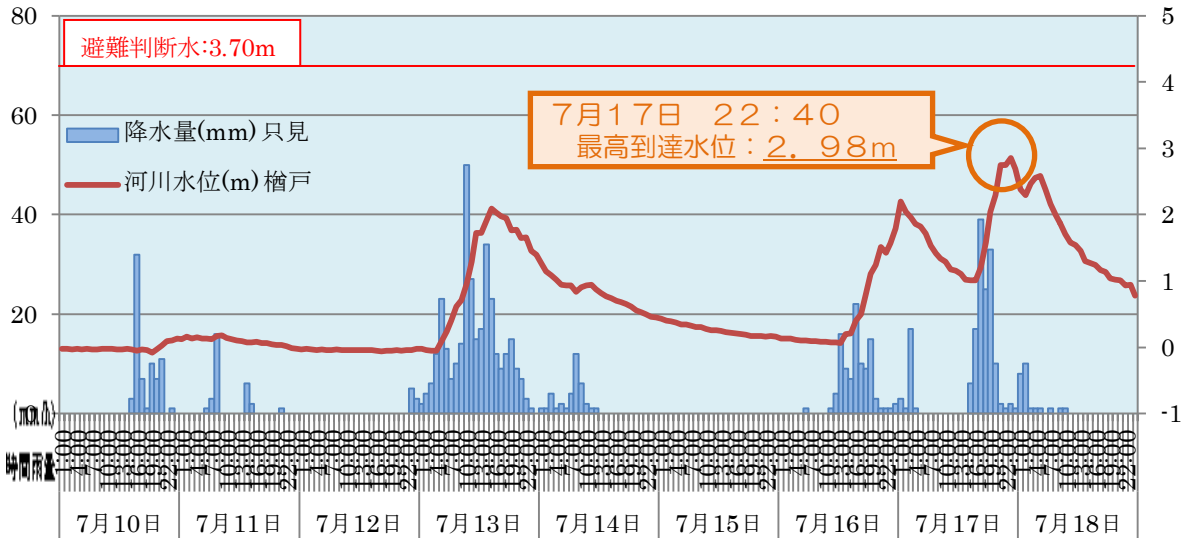
平成23年と平成16年を比較したとき、人的被害に関しては、過去の災害の経験を踏まえ、各自治体の迅速な判断により避難指示・勧告が発令され、事前の避難誘導が準備されていたため、大きな差異は見られない。しかし、住家被害については、櫛戸水位観測所\*における水位の比較を見ても分かるように、平成23年では避難判断水位(h=3.70m)を突破し、計画高水位(h=5.0m)に迫る勢いであったのに対し、平成16年では避難判断水位に到達しておらず、その被害には歴然とした差が生じている。(※ 只見川に水位計がないため、近傍にある伊南川の櫛戸水位観測所のデータを参考とした。)

【図2.10】 櫛戸水位観測所(只見町)データの比較

#### 【平成23年7月新潟・福島豪雨】



#### 【平成16年7月新潟・福島豪雨】



【表2.5】被害状況比較

		単位	平成23年	平成16年
人の被害	死者	人	0	1
	行方不明者	人	1	0
	重傷者	人	0	1
	軽傷者	人	0	0
住家被害	全壊	棟	33	0
	半壊	棟	199	0
	一部損壊	棟	3	0
	床上浸水	棟	80	60
	床下浸水	棟	193	436

### 第3章 豪雨被害の状況

#### 第1節 公共土木施設等の被害

人的被害に関しては、不幸にも土のう積をしていた作業員1名が川に流され行方不明となってしまうが、その他では大きな被害は報告されなかった。これは被災した各市町村において、過去の経験から行政・住民双方に危機意識が高かったため、降雨量、水位、今後の気象予測、現地状況等を総合的に判断し、避難指示、勧告の発令を各市町村が決定。また、発令に先立ち、区長、消防団等と協力し住民への情報提供及び避難の呼びかけ、安全な避難誘導など、早い段階から準備を整えていたことが大きな要因である。

住家被害に関しては、記録的な豪雨に見舞われた只見町や金山町、柳津町など、只見川水系沿いを中心とした集落の浸水被害や、中山間地域の地形的特徴でもあるが、急峻な山と川に挟まれ、山を背にした集落が多いため、沢等の谷地形からの土砂流出による家屋損壊等の被害が数多く見られた。また、土砂流出により沢筋が埋塞したため、流れが変わり家屋が浸水した事例なども報告されている。

#### 1. 人的被害・住家被害

【表3.1】市町村別 人的・住家被害の状況

事務所	市町村	人的被害				住家被害				
		死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
		人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟
会津若松	会津坂下町								7	9
	柳津町					1			27	12
	三島町								2	1
	金山町					23	62	1		18
	昭和村									2
喜多方	喜多方市									10
	西会津町								1	15
	猪苗代町									1
南会津	只見町		1			7	135	1	35	114
	南会津町					2	2	1	8	9
	檜枝岐村									2
合計		0	1	0	0	33	199	3	80	193

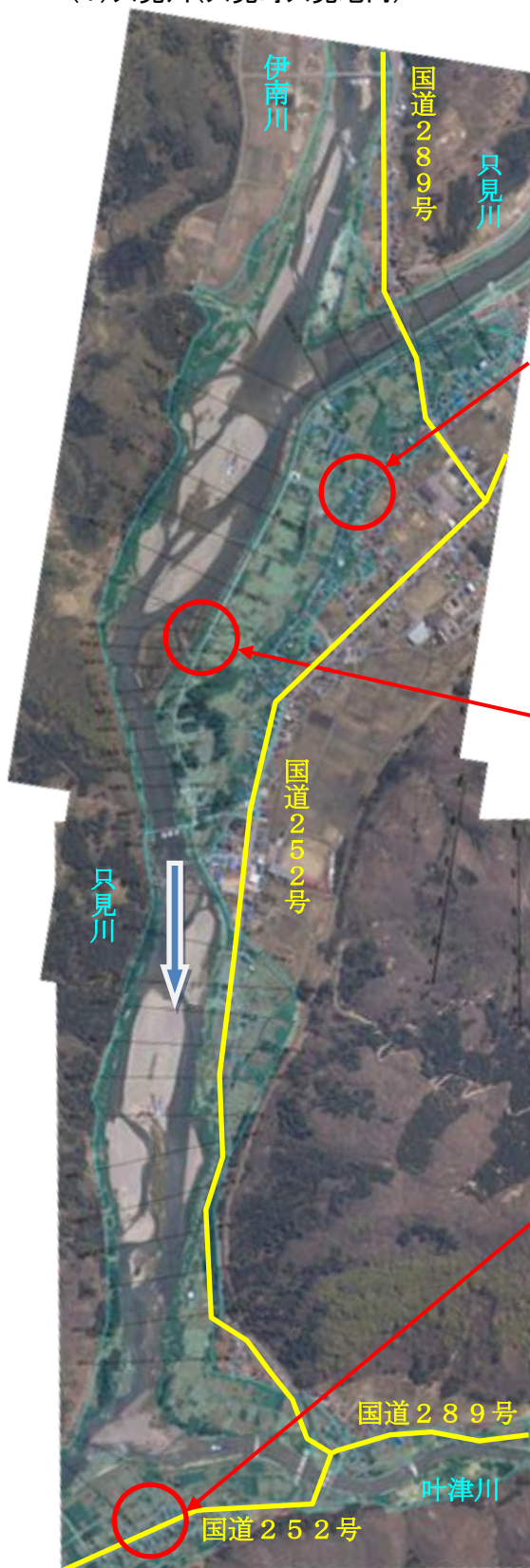
(福島県災害対策本部資料より)

【表3.2】避難状況(避難対象数)

	市町村名	世帯数	人数	指示日時	解除日時
避難指示	三島町	1	6	7月29日 18:46	7月30日 15:00
	柳津町	1	1	7月29日 11:25	7月31日 10:00
		1	1	7月29日 11:25	8月1日 16:00
		42	208	7月29日 20:50	7月30日 12:30
		27	70	7月29日 9:30	7月30日 12:30
		50	142	7月30日 6:45	7月30日 12:30
	南会津町	28	83	7月29日 20:05	7月30日 8:00
避難勧告	喜多方市	3	13	7月30日 9:15	7月31日 12:00
	西会津町	23	90	7月30日 10:30	7月30日 18:00
	会津坂下町	55	200	7月29日 21:00	7月31日 8:00
		106	232	7月29日 22:09	7月30日 16:00
	三島町	2	5	7月29日 12:20	7月30日 15:30
		4	5	7月29日 23:20	7月30日 14:15
	金山町	10	23	7月29日 17:10	7月31日 8:00
		55	131	7月29日 18:35	7月30日 15:25
		132	298	7月29日 20:10	7月30日 12:30
		30	70	7月29日 20:30	7月30日 15:25
		33	100	7月29日 20:40	7月30日 16:00
		107	239	7月30日 0:30	7月30日 15:25
	南会津町	31	60	7月29日 19:50	7月31日 15:00
		20	30	7月29日 21:10	7月30日 7:30
	只見町	1,960	4,990	7月29日 17:30	8月2日 9:00
自主避難	喜多方市	3	9	—	—
	西会津町	23	52	—	—
	柳津町	31	101	—	—
	三島町	2	5	—	—
	金山町	95	223	—	—
	昭和村	2	3	—	—
合計		2,877	7,390		

## 2. 浸水実績図

(1) 只見川(只見町只見地内)





(2) 只見川(金山町本名・西谷地内)



(3) 黒谷川(只見町黒谷地内)



(4) 叶津川(只見町叶津地内)



## 3. 通行止め状況

## 通行止めの主な理由

- ・雨量超過による事前通行規制
- ・異常出水による道路流出、冠水
- ・沢等からの土砂流出による埋塞
- ・法面等の土砂崩落
- ・落橋・下部工洗掘

【表3. 3】被災原因別規制箇所数 (単位:箇所)

		雨量超過	土砂流出	法面崩落	道路流出 路肩崩壊	冠水	落橋 橋脚沈下	その他	計
国道	基幹	1	1	1	1 (1)		1		4 (1)
	地域	1	10 (1)	2	3	1	3	1	19 (1)
	主要	2	1			1		1	3
	生活								
主要 地方道	基幹								
	地域				2	1	1		4
	主要			1					1
	生活	1	3 (1)	1	1	1		1	7 (1)
一般 県道	基幹								
	地域								
	主要	1							
	生活	14	10 (3)	2	2	7		1	22 (3)
		20	25 (5)	7	9 (1)	11	5	4	61 (6)

※( )内は雨量超過による規制後に被災して規制となった数

【表3. 4】県管理道路規制箇所数

	総規制数		最大時規制数 (7月30日6:30)	
	路線	箇所	路線	箇所
国道	8	29	7	16
主要地方道	7	12	4	6
一般県道	19	34	19	27
計	34	75	30	49

【写真3. 1】 国道252号 路肩崩壊(柳津町飯谷地区)



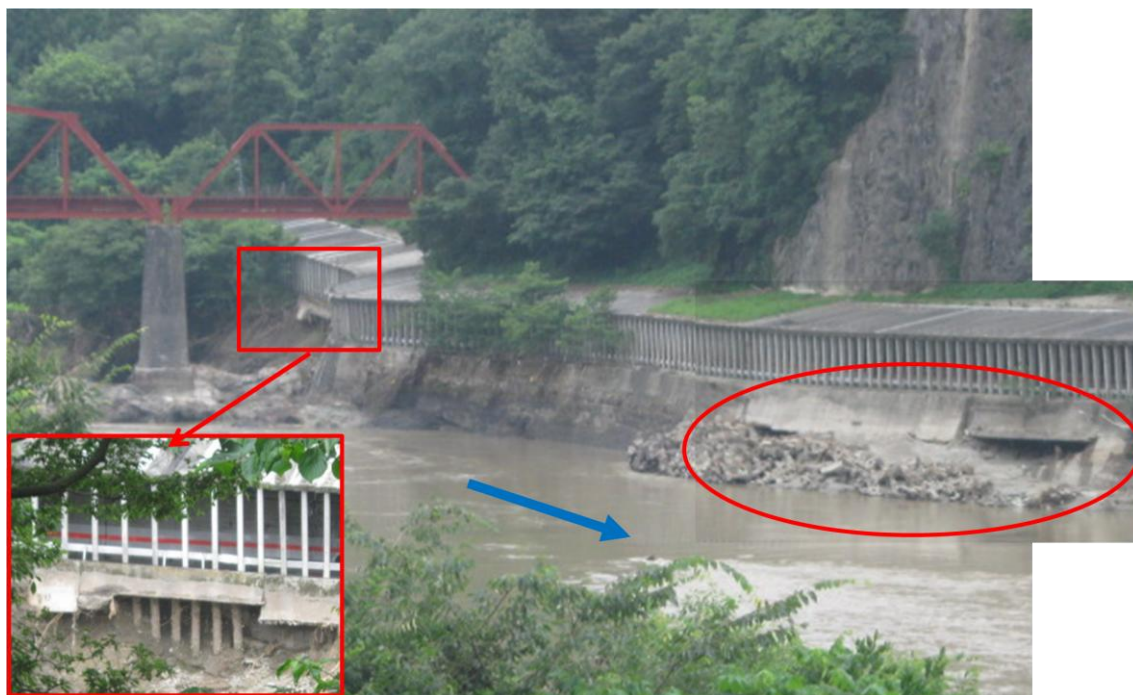
【写真3. 2】 国道289号花立橋 橋脚沈下(只見町榎戸地区)



【写真3. 3】 国道400号路肩崩壊(西会津町下谷地区)



【写真3. 4】 (主)喜多方西会津線 釜の脇スノーシート基礎洗掘(喜多方市高郷町峯地内地区)



4. 土砂災害発生状況

【表3. 5】土砂災害による被害状況

事務所	市町村名	危険箇所			危険箇所外	被災原因 (箇所数)					被害状況										
		土石流	急傾斜	地すべり		施設被害	沢水溢水	土砂流出	斜面崩落	亀裂・段差	人的被害			住家被害			浸水被害		避難		
											死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	一部損壊	非住家	床上浸水	床下浸水	世帯数	避難者数
(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(戸)	(戸)	(世帯)	(人)											
会津若松	会津若松市	1				1															
	金山町	2					2										2				
	三島町	1	2	1				4							2		5	1	2		
	柳津町		1	1	1		1		2			1					10				
喜多方	北塩原村			1					1												
南会津	只見町	8	1		4			11	2			2	1	8	3	17	12	3	9		
	南会津町	6			3			9				2	3	2	3	7	3		34		
合計		18	4	3	8	1	3	24	4	1	0	0	0	5	4	10	8	24	32	6	15

【写真3. 5】土砂流出による被害(只見町赤沢地内)



## 5. 被害報告額(県・市町村)

【表3. 6】公共土木施設被害報告額(県・市町村)

事務所名	事業 主体名	河川		砂防施設		道路		橋梁		下水道		公営住宅		合計	
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
会津若松	県	78	2,180,900	2	25,000	33	969,500	4	1,167,000					117	4,342,400
	市町村	14	47,200			43	297,100	5	1,113,000	1	6,500			63	1,463,800
	計	92	2,228,100	2	25,000	76	1,266,600	9	2,280,000	1	6,500			180	5,806,200
喜多方	県	14	639,000	1	8,000	11	811,000	1	200,000					27	1,658,000
	市町村	3	10,000			6	55,000							9	65,000
	計	17	649,000	1	8,000	17	866,000	1	200,000					36	1,723,000
南会津	県	53	3,191,800	4	29,000	39	1,548,100	2	430,000					98	5,198,900
	市町村	16	165,500			21	530,000	3	720,000					40	1,415,500
	計	69	3,357,300	4	29,000	60	2,078,100	5	1,150,000					138	6,614,400
合計	県	145	6,011,700	7	62,000	83	3,328,600	7	1,797,000					242	11,199,300
	市町村	33	222,700			70	882,100	8	1,833,000	1	6,500			112	2,944,300
	計	178	6,234,400	7	62,000	153	4,210,700	15	3,630,000	1	6,500			354	14,143,600

(平成23年8月9日現在)



## 第2節 孤立集落の発生

### 1. 孤立集落の状況

過疎化、高齢化が進む中山間地域の災害における課題の1つが、「孤立集落」の発生である。今般の災害では、道路の流出や冠水、落橋等により只見町、金山町で10地区469名が孤立し、檜枝岐村では国道352号および大規模林道「尾瀬小繋ライン」において土石流が発生し、一時全域が孤立する状態となった。

檜枝岐村全域と一部地区の孤立については、流出した土砂の撤去により解消されたものの、只見町や金山町などでは、落橋や河川の増水による道路流出など復旧に時間を要するため、県消防防災ヘリコプターの他、自衛隊（『第4章第2節1』で記述）や他自治体<sup>※1</sup>のヘリコプターによる空からの救助が行われた。

※1 … 東京消防庁、茨城県、栃木県、横浜市消防局から出動  
（消防組織法第44条第1項に基づく総務省消防庁長官からの派遣要請）

【表3.7】 孤立集落状況

町村名	地区名	孤立人数	孤立の状態	救助・孤立解消
只見町	①八木沢	20名	路肩崩落及び冠水 【国道252号】	自衛隊ヘリ等により救出
	②黒谷入	92名	道路流失等（町道）	自衛隊ヘリにより救出 (7/31 12:40 完)
	③塩ノ肢	10名	道路に土砂流出 (町道：歩行は可)	流出土砂撤去により解消
	④入叶津	15名	道路流失 【国道289号】	自衛隊ヘリにより救出
	⑤中ノ平	15名	道路流失 【国道289号】	自衛隊ヘリにより救出
	⑥黒谷(いなのり)	2名	道路流失等(町道)	自衛隊ヘリにより救出
	⑦蒲生	55名	道路流失及び冠水 【国道252号】	河川水位低下により解消
	⑧小川	194名	小川橋落橋（町道）	別ルートの土砂撤去し、迂回路設定により解消
金山町	⑨大塩	23名	二本木橋落橋（国道） 西部橋落橋（町道）	防災ヘリにより救助
	⑩西部	11名	西部橋落橋（町道）	東京消防庁ヘリ、横浜市消防局ヘリにより救助
	⑪田沢	43名	田沢橋落橋（町道）	迂回路設定により解消
檜枝岐村	⑫（全村孤立）	土砂流出による寸断 【国道352号、大規模林道】	林道の土砂撤去により 解消	

※ 太字は県管理道路に関する孤立

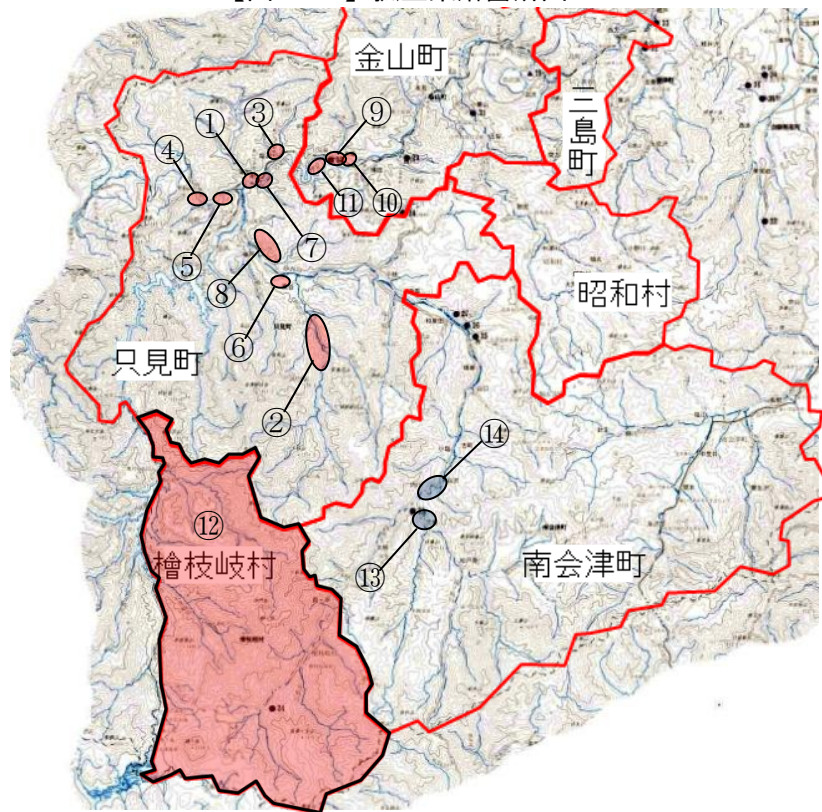
2. 土石流に伴う孤立車両の発生

国道352号と国道401号では土石流が発生し道路が寸断したため、通行していた車両22台、乗車人数47名が立ち往生するという状況が生じた。国道401号においては、自衛隊へ救助要請をしたが、夜間であることと中山間地域の狭隘な地形のためヘリコプターの飛行が困難であり、また、陸上からは大量の土砂により行く手を阻まれ救助できなかった。結局、取り残された人々は翌朝、自力で脱出することとなった。

【表3.8】 孤立車両状況

町村名	地区名	孤立人数	孤立の状態	救助・孤立解消
南会津町	㊸国道352号(大原)	車2台4名	土砂流出による道路寸断	防災ヘリにより救助 (7/31 10:38)
	㊹国道401号(内川)	車20台43名	土砂流出による道路寸断	自力で脱出 (7/31 8:25)

【図3.1】 孤立集落箇所図



【写真3. 6】 国道401号土砂流出状況（南会津町内川地内）



【写真3. 7】国道401号脱出・救出状況（南会津町内川地内）



【写真3. 8】黒谷川管理用通路（町道）流出状況（只見町黒谷地内）

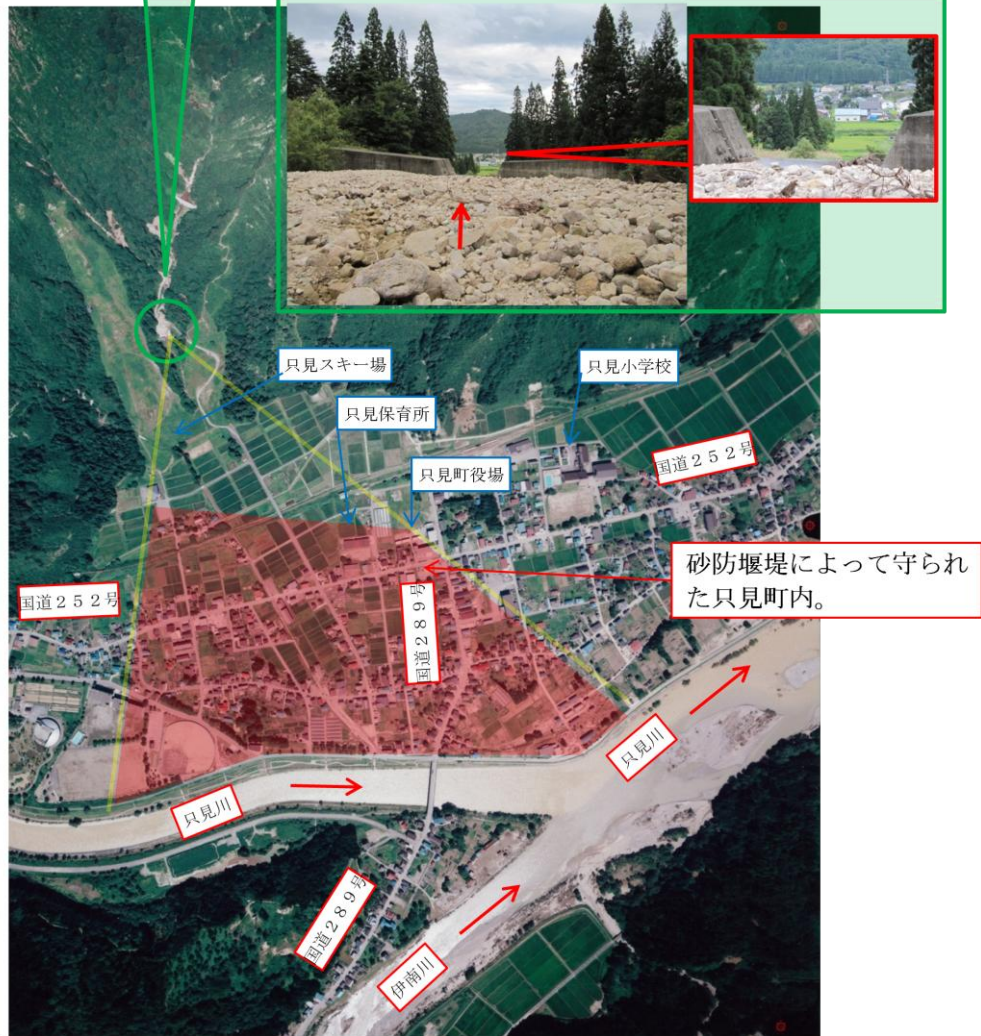


### 第3節 対策施設の効果

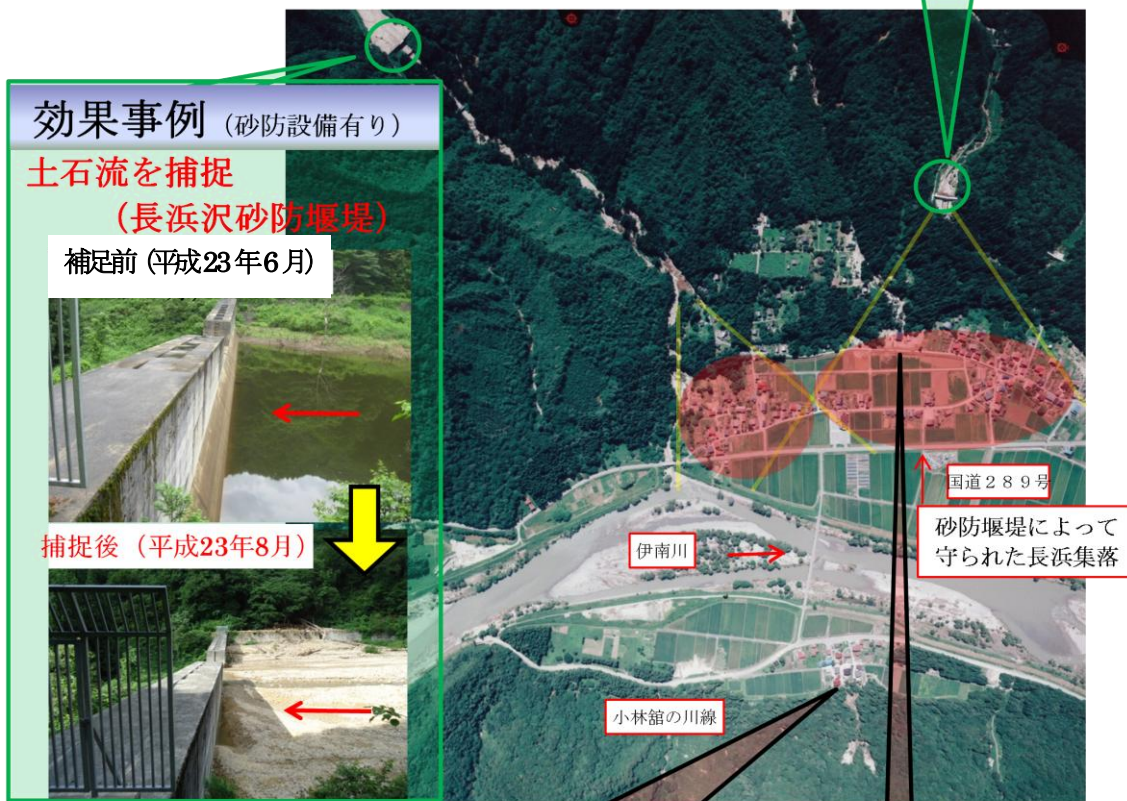
#### 1. 砂防えん堤工

今般の災害においては多数の土砂災害が発生し、多くの人家やインフラ施設に壊滅的な被害をもたらした。そのような中で、計画的な土砂災害対策を実施していたことにより、土石流の被害から人家を守った事例も見られ、改めて砂防施設の効果が認められた。

【図3. 2】対策施設の効果事例①



【図3. 3】対策施設の効果事例②



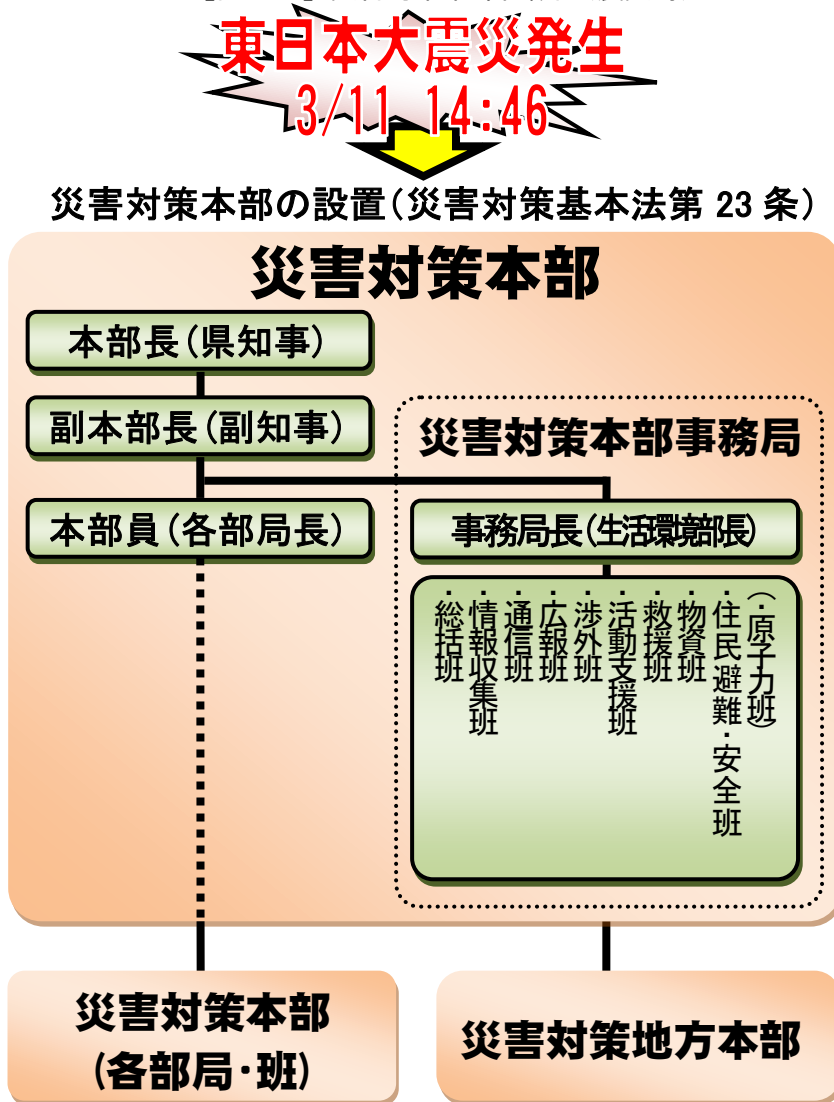
## 第4章 平成23年7月新潟・福島豪雨災害への福島県土木部の対応

### 第1節 組織体制と初動対応の経過

#### 1. 福島県災害対策本部

福島県では、平成23年3月11日の「東日本大震災」の発生以来、災害対策本部を継続して設置しており、地震・津波災害や原子力災害に伴う避難者支援、除染・放射線対策等に対応していた(図4.1参照)。そのような中で、平成23年新潟・福島豪雨が発生した。

【図4.1】災害対策本部組織図(震災時)



7月27日(水)13:28、中通り北部、浜通り北部に大雨・洪水警報が発表されたため、災害対策本部内にて、「地域防災計画(一般災害対策編)」に基づき大雨に対する警戒配備体制をとり、震災対応と並行して豪雨に対する情報収集及び連絡活動の体制をとった。

【図4. 2】災害対策本部(豪雨対応時)概略図



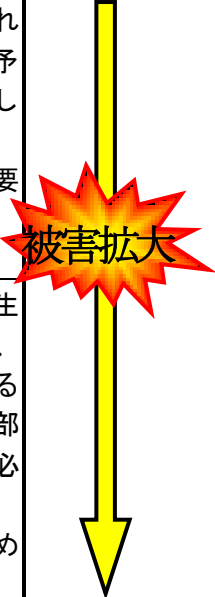
【表4. 1】災害対策本部会議実施状況

月日	時間	福島県災害対策本部員会議	平成23年7月新潟・福島豪雨に対する災害対策本部会議
7月27日(水)	10:03	第191回	
	13:28	<b>大雨・洪水警報発令【警戒配備】</b>	
7月28日(木)	10:00	第192回	
7月29日(金)	10:00	第193回	
	18:00	<b>自衛隊に災害派遣要請</b>	
	20:00		第1回
	22:00		第2回
7月30日(土)	9:40		第3回
	15:50		第4回
	23:30	<b>大雨・洪水警報解除</b>	
7月31日(日)			
8月1日(月)	10:13	第194回	「新潟・福島豪雨」についても被害報告等の説明有り
8月2日(火)	10:05	第195回	
8月3日(水)	10:13	第196回	
		⋮	

29日(金) 各所で河川の増水や土石流による住家被害、交通障害が発生するなど被害が拡大し県民生活に多大な影響を与えたため、18:00 福島県知事が自衛隊に災害派遣の要請を行った。災害対策本部は20:00に新潟・福島豪雨に関する第1回の災害対策本部員会議を開催し、その中では県内の被害、各部局・関係機関の対応状況等が報告された。災害対策本部員会議は30日(土)15:50までに4回開催され、警報解除後は開催していない。それ以降は、「東日本大震災」の災害対策本部会議にて被害報告等がなされている。

災害対策本部としては、災害対策本部事務局や各部局、関係機関等が収集した県内の被害情報を基に、孤立集落に対する連絡手段の有無の確認、避難所への支援物資の手配などの対応にあたった。

【表4.2】職員配備基準(地域防災計画より抜粋)

配備区分	配 備 体 制	配 備 時 期	
事前配備	情報連絡のため、災害対策課、関係部総室の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 【災害対策課体制】	1 大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、高潮注意報等）が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、災害対策課長が配備を決定したとき。 2 その他特に災害対策課長が必要と認めるとき。	
警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 【県民安全総室班体制】	1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、高潮警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 その他特に生活環境部次長（県民安全担当）が必要と認めるとき。	7月27日 13:28 体制構築
特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。 【県民安全総室全員体制】	1 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。 2 その他特に生活環境部長が必要と認めるとき。	
特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 【特別警戒本部設置】	1 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 2 その他特に副知事が必要と認めるとき。	
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 【災害対策本部設置】	1 局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2 県内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき。 3 県内全域に応急対策が必要と認められるとき。 4 その他特に知事が必要と認めるとき。	



## 2. 福島県土木部

(1)「東日本大震災」から「平成23年7月新潟・福島豪雨」前までの対応

「東日本大震災」以降、土木部では以下の事項を基本方針として対応してきた。

- ・避難・物資輸送路の確保
- ・仮設住居の確保
- ・河川・海岸等、公共土木施設の応急復旧
- ・災害調査及び査定実査 など

これらの対応に加え、「東日本震災」以降の度重なる余震、近年増加している集中豪雨とそれに係る警報の発令基準の引き下げによる大雨・洪水警報等の多発により、危機管理対応を強いられた。

東日本大震災以降、災害対策本部が継続して設置されていたため、土木部では部内の震災対応における本部機能を維持しつつ、断続的に発令される警報等に対し、その都度、地域防災計画に従い、その組織内に水防本部体制を構築した。(次頁【図4.3】参照)

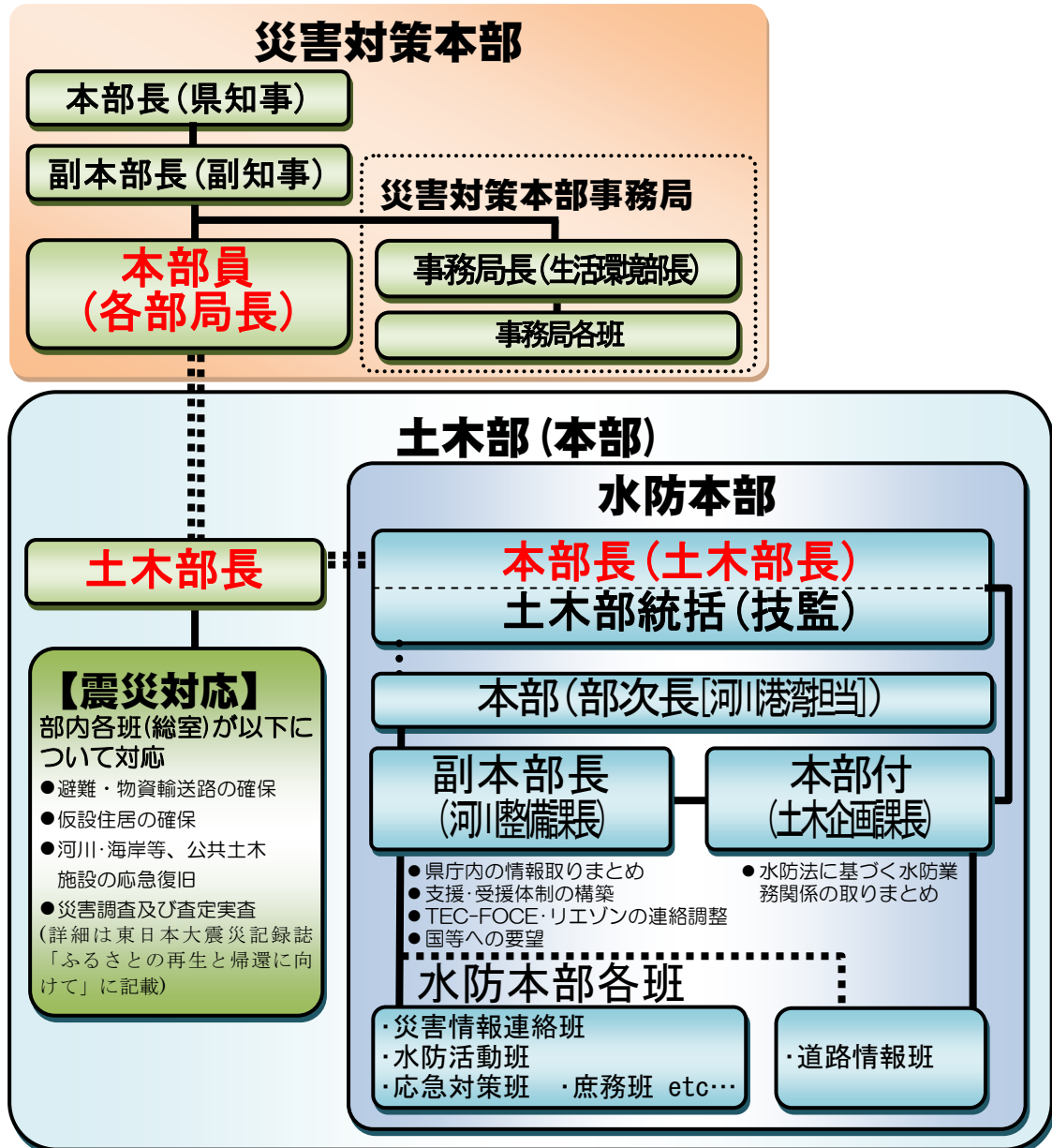
水防本部を設置した回数は前年度(平成22年度)同時期比の約3倍となった。

【表4.3】水防本部設置回数

	設置回数		地震 (震度4以上)	大雨・洪水警報 他
		設置間隔		
平成22年度 (4月7日~7月26日)	19回	5.8日/回	1回	18回
平成23年度 (4月7日~7月26日)	59回 (60回)	1.9日/回	31回 (32回)	28回

※( )内は、警戒区域内のみ震度4が発生したため、体制をとらなかった分を含んだ回数

【図4.3】 震災後における災害対策本部と土木部(本部)の組織・指揮系統(概念図)



## (2) 土木部の組織体制と対応

前述したように、「東日本大震災」以降、大雨、洪水警報の発令が多発しており、特に7月25日(月)、26日(火)、27日(水)朝と、3日間連続で大雨、又は大雨・洪水警報が発令されたことにより、土木部ではその都度、水防本部を設置し体制をとっていた。

こうした中、7月27日(水)13:28に再度警報が発令された。「平成23年7月新潟・福島豪雨」の発生である。土木部では同時刻、水防本部【水防第1配備体制】を設置し、情報収集に入っている。

当初、中通り・浜通り地方に降っていた雨は、28日(木)になり雨域が会津地方に移る

と、29日(金)にかけて、各処で雨量超過及び土砂災害等による県管理道路の通行止めや、河川の増水による堤防の破損、これらに伴う孤立集落の発生など、緊迫の度がさらに増していった。

そして、7月29日(金)17:00に伊南川(櫛戸水位観測所)で避難判断水位( $h=3.70\text{m}$ )を突破したことで、水防本部は同時刻、水防第2配備体制に移行し所属職員の約半分を動員して対応することとなった。

【表4. 4】水防体制表

種別	配備体制	配備につく時期
水防第1配備体制 (水防1)	少人数の人員で、主に情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに招集その他の活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的余裕があると認められるとき。
水防第2配備体制 (水防2)	所属人員の約半分を動員し、水防活動が発生したときも対応可能な体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水防第3配備体制 (水防3)	所属人員の全員を動員する完全な水防体制。	甚大な被害の発生の恐れがあり、第2配備体制では処理しがたいと考えられるとき。

7/29  
17:00  
体制移行

水防本部では各主務課から集められる被害情報を集約・整理し、災害対策本部に公共土木施設被害として報告を行った。また、天候回復後に現地の状況を即座に把握するため、県庁職員による地上及びヘリコプターによる上空からの現地調査を行うべく調整を図っていた。

約4日間にわたり降り続けた雨は7月30日(土)の朝頃から小康状態となり、同日23:30、会津地方南部の大雨警報解除を最後に県内の警報は全て解除となった。これを受けて体制をとっていた全ての事務所において、この段階でのパトロールが完了したことを確認し、31日0:40に水防本部は解散\*となった。

なお、雨が上がり河川の水位が下がったとはいえ、交通ネットワークが寸断し、多数の住民が避難を余儀なくされ、孤立集落が発生する等、甚大な被害が発生しているため、最低限の職員を残し情報収集や外部から問い合わせ、及び翌日からの災害調査に向け対応した。

\* 同日3:54県内に震度5強(川内村、櫛葉町)が発生し、再び水防第2配備体制をとっている。

【表4.5】水防第2 配備体制以降に土木部本部に入った情報

日時	事象
7月29日	16:40 只見町小川地内、避難勧告(河川整備課より)
	17:00 <b>水防第2 配備体制</b>
	17:40 国道401号浜野SD <sup>※1</sup> ～内川SD、作業員が土砂撤去中、数力所から土砂流出 約43人閉じこめられる。重機行けず。消防で工作車。←自衛隊要請(20:00)
	18:05 只見町全町民避難勧告【1960戸、4990人】(NHK TVより)
	18:10 山口土木に電話→伊南川、確認に行っているが、戻ってこれない。
	18:30 国道289号 只見川水系櫛戸川にかかる花立橋 落橋の情報 また国道252号二本木橋落橋
	20:00 <b>災害対策本部員会議(第1回)</b>
	20:35 東北地方整備局(防災課専門官)にへり調査要請
	20:35 只見町内 町道土砂崩れ 1名行方不明(NHK TVより)
	21:00頃 国道352号錦秋橋付近土砂崩れ、迂回路無し、檜枝岐孤立(道路管理課情報)
	21:25 東北地方整備局(防災対策監)に照明車手配要請
	21:30 国道401号浜野SD～内川SD 土砂流出箇所にて山口土木の要請で、自衛隊でのへり救助を要請(夜間と現場条件により却下)
	22:00 <b>災害対策本部員会議(第2回)</b>
	22:30 リエゾン <sup>※2</sup> (福島河川国道事務所)が県庁にて情報収集開始
7月30日	1:37 自衛隊が只見町役場へ到着
	6:02 東北地方整備局(防災課専門官)から、へり調査は悪天候で無理との連絡あり。天候が回復し、飛べるようになれば連絡することのこと。
	9:40 <b>災害対策本部員会議(第3回)</b>
	9:40 8:30 国道401号浜野SD～内川SD 43人徒歩により脱出したとの報道(NHK TVより)
	11:00 新潟県より災害派遣を予定通り8月2日より派遣したいとの電話あり
	11:30 東北地方整備局へり調査延期 7月31日 9:00よりフライト予定 搭乗者調整済
	14:15 国道352号錦秋橋付近土砂崩れ、迂回路スーパー林道(館岩) 一般車両解放済み 孤立解放 約630人の村民、観光客に人的被害なし
	15:50 <b>災害対策本部員会議(第4回)</b>
	18:40 只見町、金山町で約460人が孤立状態 自衛隊のヘリコプターが救助準備を進めている。(産経ニュース)
	19:00 只見町中心部に至る主要なルート(国道252号、国道289号、国道401号)は依然不通であるが、国道289号(『国道252号』の誤り)は(、上流の町道橋を利用し)二本木橋迂回で緊急車両が通行出来る。
	20:35 リエゾン情報「国交省災害査定官が県の要請?で只見町に入るので、ヘリポートを準備願いたい。」←関係各所に聞いたが要請はしていない。
	上記同時刻頃 河川整備課情報 国交省から現地調査の案内依頼あり。上記と情報が交錯している模様。
	22:30 東北地整防災課より、明日のへり災害調査に国交省職員2名の同乗と、フライト時刻の変更(9時→10時)の依頼あり。←了解と回答
	上記同時刻頃 河川整備課情報 国交省防災課から連絡があり、以下について依頼有り。①明日のへり調査に国交省・国総研等5～6人を同乗。②「県の要請による TEC-Force <sup>※3</sup> の派遣」と記者発表。③へり調査後に現地調査を実施するため、県による案内・説明。←了解と回答(24:00)
7月31日	0:40 <b>水防本部解散</b>
	3:54 ★浜通り震度5強、中通り震度5弱の地震発生。(水防第2配備体制)
	6:30頃 ★災害対策本部会議緊急事前打ち合わせ(政策監出席)。被害報告をとりまとめ、本部会議をおこなう
	7:00 災害現地調査(地上班)河川砂防1班(伊南川)、河川砂防2班(片門～野尻)出発

日時	事象
	8:10 災害現地調査(地上班)道路1班(若松方面)出発
	8:30 災害現地調査(地上班)道路2班(南会津方面)出発
	10:00 災害現地調査(ヘリ班)フライト予定
	13:05 災害現地調査(ヘリ班)福島瀬上ヘリポート離陸
	13:25 上記調査悪天候により中止し帰投
	? 現地(只見町等)に TEC-Force 入る(~8/2)
	? 各総室に TEC-Force の派遣する旨の連絡有り
	? 会津若松建設事務所に阿賀川工事事務所より、災害調査の人的支援の打診有り。
8月1日	7:15 災害現地調査(ヘリ班)フライト実施の連絡が東北地整防災課専門官より連絡有り
	7:17 河川整備課、道路管理課ヘリフライト連絡
	8:00 土木部本部会議
	10:00 災害現地調査(ヘリ班)福島瀬上ヘリポート離陸
	10:50 山口土木派遣の照明車2台は明朝撤収予定
	13:05 ヘリ帰投 災害調査終了
	? 市町村への応援に整備局が可能かを検討
	被害報告 第1報とりまとめ
	知事 金山町現地調査
8月2日	7:30 土木部長、部次長(河川港湾担当)現地調査
	政府調査団が現地に入る(知事要望書提出)資料あり
	各事務所から若松・南会津管内市町村へ職員応援(災害調査)を検討
8月3日	部次長(企画技術担当)現地調査
	共産党 県議団現地調査
8月4日	秋篠宮お成り
8月5日	TEC-FORCEへ災害調査派遣を要請?
	被害報告 最終報取りまとめ
	各建設に、土木・市町村への職員支援必要人数の照会文書送付
	県民連合 県議団現地調査
8月7日	只見町、再度の豪雨により一時避難指示
8月8日	TEC-FORCE、宮下管内(2班)、山口管内(1班)に災害調査(~9日)
8月9日	被害報告 最終報(再)とりまとめ → 公表
	13:00 土木部長、土木企画課長、新潟県庁 訪庁
	〃 北陸地方整備局 訪庁

本表は、発災当時の土木部本部において、主な発生事象を記録した原文に一部加工したものである

※1 スノーシェッドの略。

※2 現地情報連絡員

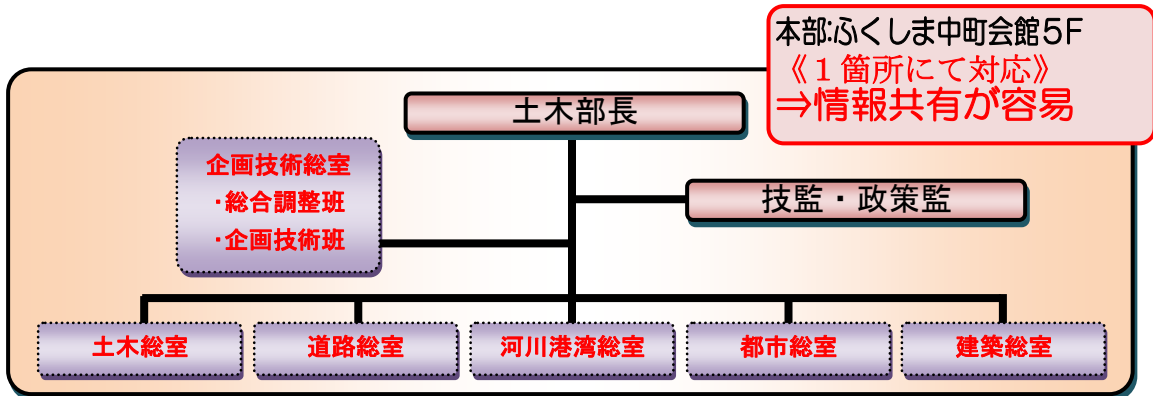
※3 本章第2節(2)で説明

## (3) 土木部本部(水防本部)における情報体系について

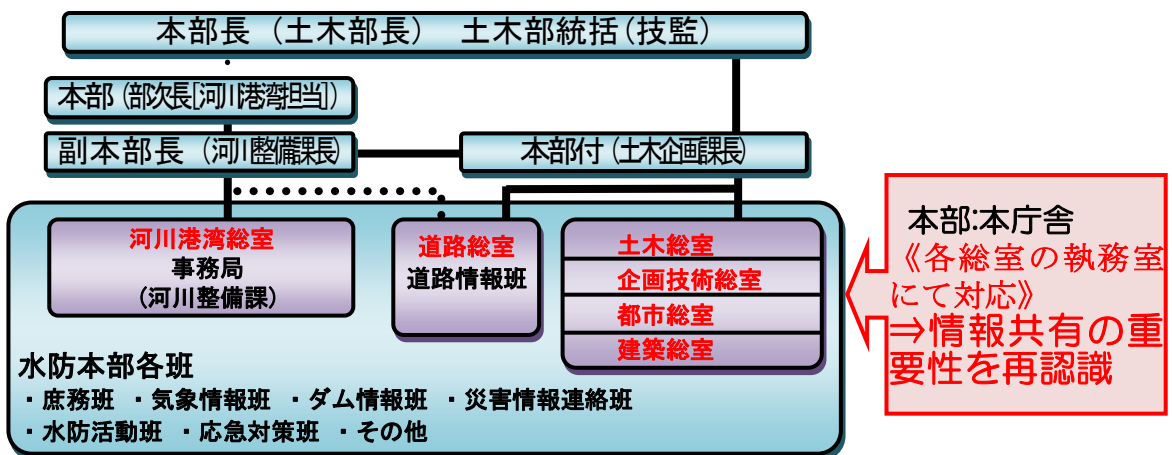
「東日本大震災」直後は、県庁舎の被害が著しく立入りが制限されていたため、土木部はふくしま中町会館に場所を移し、災害対策本部土木部本部を立ち上げ、部内全総室が1箇所に集まり、情報収集、連絡調整等の対応にあたっていたため、情報共有が容易となり本部運営が円滑に進んだ。

一方、「平成23年7月新潟・福島豪雨」においては平成23年4月4日から県庁舎の立入制限が解除されたことから、「東日本大震災」前までと同様に、各々の総室にて体制をとり情報収集にあたっていたため、「東日本大震災」時のような本部運営を行うためには、県庁内の綿密な連絡体制による情報共有が重要であった。

【図4. 4】 東日本大震災における情報体系(概念図)



【図4. 5】平成23年7月新潟・福島豪雨(通常)における情報体系(概念図)



#### (4) 関係機関との連絡調整

「東日本大震災」においては、震災直後に国土交通省福島河川国道事務所よりリエゾン(現地情報連絡員)が派遣されており、土木部本部に席を構え国土交通省、他関係機関との連絡調整にあたっていた。また、自衛隊でも同様に災对本部付近に人員を配し情報収集、連絡調整にあたり、特に行方不明者捜索等にあつては土木部と一体となって取り組んでいたため、日頃より意思の疎通を図っていた。

「平成23年7月新潟・福島豪雨」においては、孤立集落の発生や国道橋の落橋等、甚大な被害が発生したことを受け、7月29日(金)22:30に福島河川国道事務所から1名(翌日より2名)のリエゾンが派遣され、情報収集、連絡調整等を開始している。これにより、詳細は後述するが、東北地方整備局所有の災害対策用ヘリコプター「みちのく号」や照明車の出動要請を、県土木部から東北地方整備局へ直接行っていたが、これ以降の連絡調整は、リエゾンを介して行っており、被害調査及び復旧工法の技術支援等、TEC-FORCE の出動も要請した。

同時に、国土交通省が取りまとめた情報等についても提供を受けるなど、国と各地方自治体をつなぐパイプラインとして重要な役割を果たした。

なお、只見町役場へも7月31日(日)に2名のリエゾンが派遣され、現地にて情報収集等を行った。

【写真4. 1】 リエゾン(東日本大震災時撮影[H23.3.12])



## 第2節 初動における災害対応

### 1. 他機関による緊急措置及び支援

#### (1) 自衛隊による救出、啓開作業

今般の災害では、金山町や只見町において土石流や斜面崩落等の土砂災害が多数発生し、維持管理委託業者、又は災害時応援協定締結団体<sup>※1</sup>だけでは、道路啓開作業や崩土除去作業等が思うように進まずにいた。そのような中で、行方不明者や孤立集落が発生するなどしたため、福島県災害対策本部では、自衛隊の「災害派遣の3原則」<sup>※2</sup>に該当するものと判断し、平成23年7月29日(金)18:00に自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項に基づき災害派遣を要請し、救助活動を依頼した。

自衛隊は救助活動等に先立ち、先遣隊を送り込み、只見町役場に前線基地を設け情報収集を行う予定だったが、土砂の流出、崩落、落橋等により主要ルートが断たれていたため、只見町役場に至るまでのルート確保が課題であった。そこで、山口土木事務所の職員が先遣隊に同行し、比較的被害の小さなルートを選定し、車両が通行できる最低限の啓開作業を支援する等、自衛隊をバックアップすることで只見町役場までのルートを確保した。

こうして只見町役場で収集した情報を基に、自衛隊は30日(土)から陸上部隊及び航空機(ヘリコプター)による孤立集落での救助活動や行方不明者捜索を実施すると共に、水や食料、医薬品等の物資輸送も行った。

また会津若松建設事務所においては、自衛隊からの要請で、雨量超過により通行止めとしていた一般県道東山温泉線のせあぶり峠付近に、只見町との衛星回線を中継するための基地局を設けたい旨の連絡があったため、通行に差し支えない旨の回答をした。

【写真4. 2】 自衛隊先遣隊・救助活動状況





自衛隊による救助活動等により孤立集落が解消され、各町の避難勧告・指示が徐々に解除されたことから、8月2日(火)7:00、福島県知事の撤収要請により、一旦は撤収することとなった。

しかし、道路や公共施設等に流出した土砂がまだまだ大量に残っており、ライフライン等の復旧の妨げとなっていたため、自衛隊が撤収した後も地元住民、消防、建設業者、並びにボランティアなどにより土砂の除去作業は引き続き行われていたが、過疎化・高齢化が進む中山間地域では人手が不足し作業が進まず、再度大雨が降った場合には、2次災害が発生し生命に対する危険が生じるおそれがあった。

このため、金山・只見の2町から災害対策基本法第68条の2に基づき、県に対し排土作業を自衛隊へ要請したい旨の要求があり、只見町と金山町の町道や公共施設等の排土作業について、再度、自衛隊に対し災害派遣要請を行った。

詳細な活動記録を以下にまとめる。

※1 各建設事務所単位で福島県建設業協会の各支部と災害時における応援協定を締結(詳細は後述)

※2 災害派遣の3原則

- ①公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること。
- ②緊急性：さし迫った必要があること
- ③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がないこと。

【第1回要請】平成23年7月29日(金) 18:00

① 派遣部隊

陸 自 第6特科連隊(郡山)、第6飛行隊(神町)

② 派遣規模

人 員 約120名(延べ約420名)

車 両 約30両(延べ約100両)

航空機 4機(延べ13機)

③ 主な対応状況

【29日】

18時00分 福島県知事から第6師団長に対して、行方不明者の捜索・救助にかかる災害派遣要請。

18時58分 第6特科連隊の連絡員が只見町役場へ向け駐屯地を出発。

20時15分 第6特科連隊が現地へ向け、駐屯地を出発。

【30日】

8時20分 第6特科連隊が南会津町人命救助活動を開始。

11時30分 第6特科連隊が只見町において捜索開始。

14時28分 第6飛行隊がヘリ2機により人命救助活動を開始。

※30日の救助者数:87名(地上部隊により21名、航空機により66名)

【31日】

7時00分 第6特科連隊が、只見町において人命救助活動を開始。

8時20分 第6飛行隊のヘリ2機により人命救助活動を開始。

13時35分 第6飛行隊のヘリ1機により物資輸送(糧食)を開始。

※31日の救助者数:170名(地上部隊により57名、航空機により113名)

※31日の輸送実績:水180kg、食料品190kg、医療品等

## 【8月1日】

- 7時00分 第6特科連隊が行方不明者の搜索を開始。  
12時30分以降 第6飛行隊のヘリ2機により、孤立住民の救助及び行方不明者の搜索を実施。  
※1日の救助者数:11名(航空機による)

## 【8月2日】

7時00分 撤収要請。

## 【第2回要請】平成23年8月6日(土)8:00

## ① 派遣部隊

陸 自 第6特科連隊(郡山)、第6施設大隊(神町)

## ② 派遣規模

人 員 延べ約460名  
車 両 延べ約130両(油圧ショベルを含む。)

## ③ 主な対応状況

## 【6日】

- 8時00分 福島県知事から第6特科連隊長に対して、土砂崩れに伴う道路啓開に係る災害派遣要請。  
10時15分以降 第6特科連隊及び第6施設大隊の偵察員が、金山町及び只見町の現場確認を実施。

## 【7日】

- 9時00分 第6特科連隊、金山町4ヶ所において土砂の除去作業を開始。  
13時00分 第6施設大隊、只見町1ヶ所において土砂の除去作業を開始。

## 【8日】

- 8時00分 第6施設大隊、只見町内1ヶ所において土砂の除去作業を開始。  
9時20分 第6特科連隊、金山町内4ヶ所において土砂の除去作業を開始。

## 【9日】

- 8時00分 第6施設大隊、只見町内1ヶ所において土砂の除去作業を開始。  
9時00分 第6特科連隊、金山町内4ヶ所において土砂の除去作業を開始。  
16時00分 第6特科連隊金山町における土砂の除去作業終了。

## 【10日】

- 8時00分 第6特科連隊及び第6施設大隊、只見町において土砂の除去作業を開始。

## 【11日】

- 8時00分 第6特科連隊及び第6施設大隊、只見町において土砂の除去作業を開始。

## 【12日】

- 10時00分 撤収要請。

※参考資料:防衛省・自衛隊ホームページ

## (2) 国土交通省「TEC-FORCE」の支援

「TEC-FORCE」とは大規模自然災害における被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧に関し、地方公共団体等に対して技術的支援を円滑・迅速に実施するために創設された組織である。「平成20年岩手・宮城内陸地震」をはじめ、「東日本大震災」など数多くの大災害にて出動し支援を行った。

今般の「新潟・福島豪雨」においても、福島県土木部の要請(正式な文書による要請は8月5日)によりヘリコプターによる被害概況調査や地上の現地踏査による災害調査を実施した。また落橋した国道252号二本木橋や、利水ダムが連なる只見川では、被災状況調査をはじめ、復旧工法の方針等の指導のため高度技術指導班が派遣された。

また、TEC-FORCE 以外でも、只見町の土砂災害が甚大かつ多発していたことから、当県砂防課の要請による北陸地方整備局ヘリコプターの現地調査や、国土交通省国土技術政策総合研究所や独立行政法人土木研究所による技術指導などの支援を受けた。

【表4.6】 TEC-FORCE 活動内容

各班(任務)	活動内容	県内の活動月日	活動人数(資機材)
先遣班	被災直後から先行的に派遣し、被災状況や必要応援規模を把握するとともに、派遣元への情報連絡により支援体制の強化を図る	8/1～2 ・ヘリ調査 ・現地踏査	6班20名 ・ヘリコプター・河川(3班) ・道路(1班)・砂防(1班)
現地支援班	現地の TEC-FORCE 各班及び災害対策本部との連絡調整により、被災地の支援ニーズの把握等を実施	—	—
情報通信班	国が保有する衛星通信車、Ku-SAT(小型画像伝送装置)等の機材を活用し、被災地の映像情報配信や災害対策に係る被災地の通信回線を確保	7/30～8/1 (背炙山中継所)	衛星通信車1台 (東北地整)
高度技術指導班	特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導を実施	7/31 国道252号二本木橋	6人 国交省、国土技術政策総合研究所、東北地整
		9/15 湯倉橋(町道橋)	7人 国土技術政策総合研究所 土木研究所、東北地整
		9/5～7 只見川・阿賀川	のべ30人 北陸地整 他
		9/27～28 災害申請	のべ20人
被災状況調査班 (ヘリ調査)	災害対策用ヘリコプターにより、広域にわたる被災状況調査を実施	7/31 (喜多方～只見)	北陸地整:ほくりく号
被災状況調査班 (現地調査)	踏査等により、公共土木施設等の被害状況を調査し、被災箇所の早期把握を実施	8/2～4 只見川・阿賀川	のべ15人 北陸地整
		8/8～9 (金山町、只見町)	3班6人 ・河川(1班) ・道路(2班)
応急対策班	国が保有する照明車、排水ポンプ車、応急組立橋梁等の資機材を活用し、被災地の応急対策を支援する	7/29～8/2(南会津町) 7/29(会津坂下町)	照明車2台(東北地整) 排水ポンプ車・照明車各1台 (北陸地整)

【写真4.3】 TEC-FORCE 活動状況



排水ポンプによる強制排水(会津坂下町)



被災状況調査(金山町)



ヘリコプターによる被災状況調査



「あぶくま」(東北地方整備局所有)

## 2. 公共土木施設等における応急復旧

### (1) 中山間地域における道路ネットワークの確保

#### ● 県管理道路における応急復旧

奥会津の過疎・中山間地域と会津地方の経済の中心となる会津若松市を結び、緊急輸送・生活・観光など多種多様な役割を担う国道252号をはじめ、会津地方の各地域コミュニティを繋ぐ重要な生活道路が今般の災害においては、浸水、土砂流出、路肩崩落等により多数の通行止め箇所が発生した。これに対し、発災直後から地元業者による懸命で迅速な活躍により、土砂等の撤去や土のう等による応急復旧が実施され、約1週間で大半の通行規制箇所が解除となった。

【写真4. 4】国道252号浸水後及び応急復旧状況(金山町西谷地区)



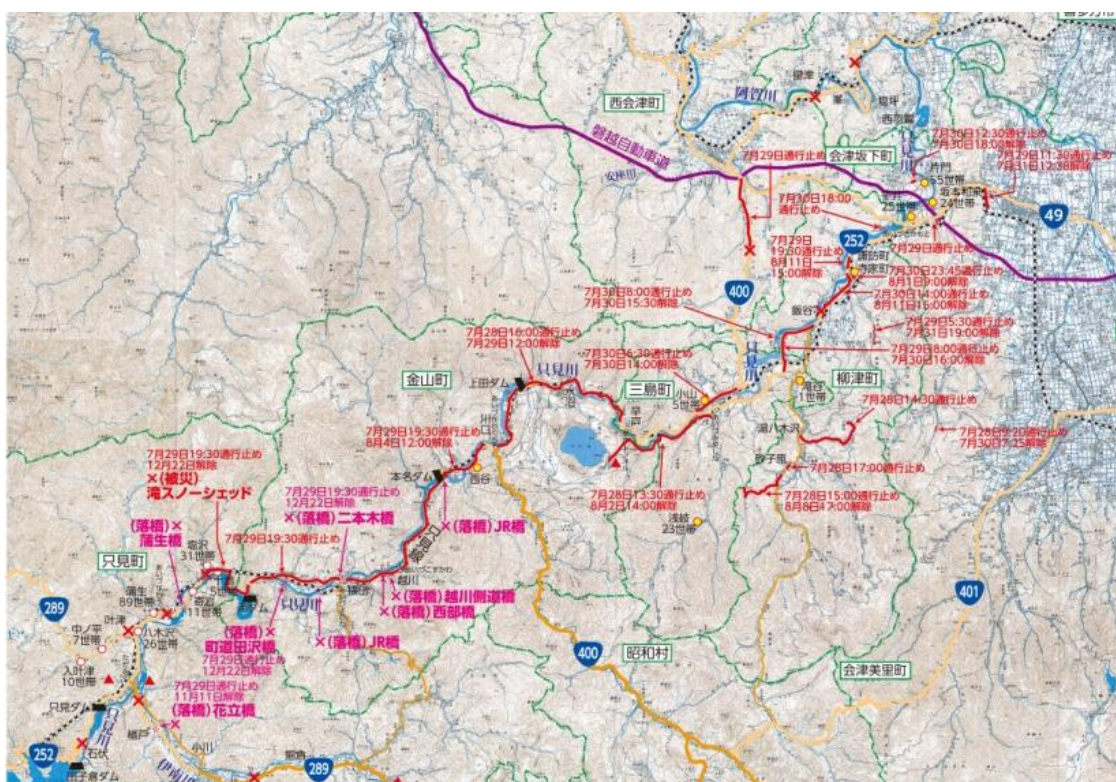
【写真4. 5】国道252号路肩崩落及び応急復旧状況(柳津町飯谷地内)



【写真4. 6】国道400号路肩崩壊及び応急復旧状況(西会津町下谷地区)



【図4. 6】会津若松建設事務所管内規制箇所図



【図4.7】喜多方建設事務所管内規制箇所図



【図4.8】南会津建設事務所管内規制箇所図





## 【事例1：国道401号】

急勾配の山と伊南川に挟まれた国道401号では、急峻で荒廃した沢が多数見られる。今般の災害において、これらの沢から多量の土砂が道路に流出し、平成23年7月29日には南会津町内川地内の約500mの間で、数カ所から土砂流出が発生し道路が寸断された。これにより、この区間を走行していた車両十数台の身動きが取れなくなり、43人が立ち往生し一晩を現地で過ごさざるを得なかった。なお、翌朝、取り残された人々は自力で脱出し全員の無事が確認されている。

その後、地元業者により道路啓開作業が進められ、平成24年8月2日に土砂の撤去及び大型土のうによる2次災害防止対策を施し、片側交互通行としている。

【写真4. 7】国道401号(浜野地区)土砂流出・復旧状況



【写真4. 8】国道401号(内川地区)土砂流出・復旧状況



## 【事例2: 国道252号】

国道252号は四季を通して多くの観光客が行き交い、会津若松と南会津、特に只見町等の奥会津の生活圏を結ぶ地域連携道路として、重要な位置付けにある路線であったが、今般の豪雨による異常出水のため、二本木橋の落橋や滝スノーシェットの基礎部洗掘の被害は深刻なものであり、早期復旧が望めないため、早急な迂回路の設定が必要となった。

下図は会津若松建設事務所が、南会津建設事務所と道路情報を共有し設定した迂回路である。

なお、二本木橋～滝スノーシェット間にも集落等は存在したが、二本木橋より上流にある町道四季彩橋が健在であったことから、集落の孤立には至っていない。

また、平成23年10月17日に滝スノーシェットの応急本工事の進捗に伴う暫定供用開始(大型車は12月16日)により、金山町～只見町間は一部を除き本来のルートで通行が可能となった。

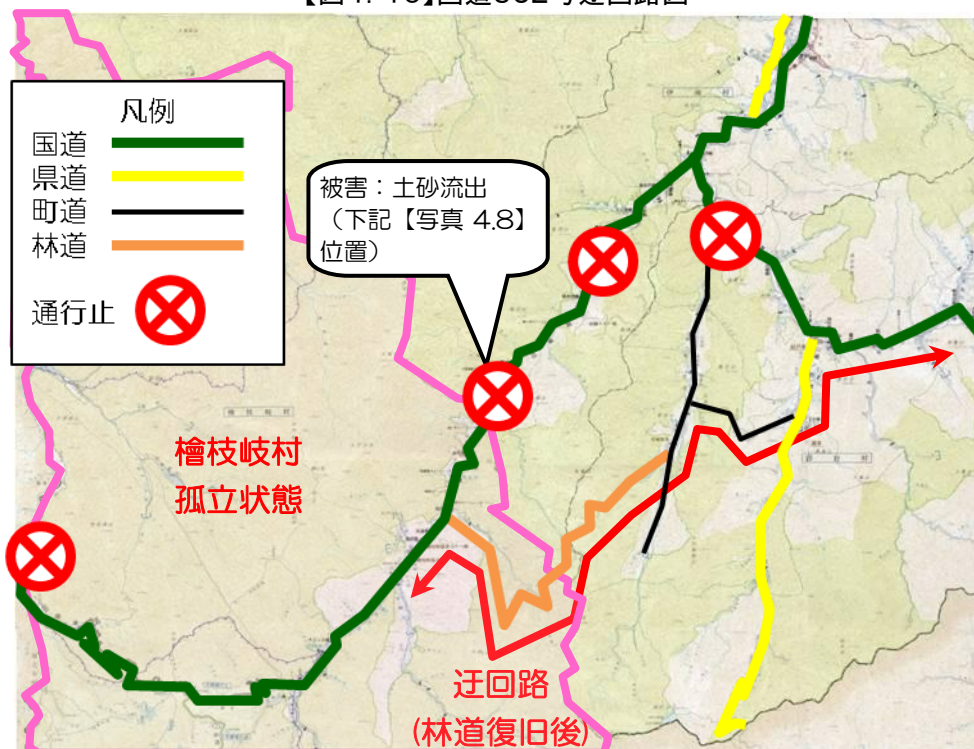
【図4. 9】国道252号迂回路



【事例3：檜枝岐村】

7月29日夜、檜枝岐村民にとって生活道路となっている国道352号においても、国道252号と同様に土砂災害等が沿線各所で発生し、また、新潟県境にある金泉橋(新潟県管理)が落橋した。さらには、国道352号の唯一の迂回路となっている大規模林道(尾瀬小繋ライン)も土砂崩落により通行止めとなり、一時檜枝岐村が孤立状態に陥った。しかし、翌30日の昼過ぎに大規模林道の応急復旧が完了し、迂回路と設定することで孤立状態が解消され、檜枝岐村民及び観光客の無事が確認された。

【図4. 10】国道352号迂回路図



【写真4. 9】国道352号(錦秋橋付近)土砂流出・復旧状況



(2) 河川の応急復旧対応

河川では異常出水等により堤防決壊、護岸流出等の被害が発生したため、再度出水した際に二次被害の発生が懸念されることから、背後地に住宅等がある箇所を優先的に大型土のう等により応急復旧を実施した。

【表4.7】 主な被災箇所復旧状況(河川)

	河川名	箇所	被害内容	応急復旧状況
1	只見川	只見町只見字新屋敷地内	左岸 堤防決壊 L=50m	築堤・大型土のう 完了 (8月5日)
2	只見川	金山町本名字陣場地内	左岸 堤防決壊 L=200m	築堤・大型土のう・袋詰玉石 完了 (10月31日)
3	只見川	金山町水沼字上田地内	右岸 堤防決壊 L=300m	築堤・大型土のう・袋詰玉石 完了 (10月31日)
4	叶津川	只見町叶津字下原地内	右岸 護岸流出 L=500m	築堤・河道開削 完了 (9月3日)
5	伊南川	只見町福井字清水表地内	左岸 護岸流出 L=200m	築堤・大型土のう 完了 (8月23日)
6	黒谷川	只見町黒谷字黒下地内	左岸 護岸流出 L=500m	築堤・大型土のう 完了 (8月22日)
7	黒谷川	只見町黒谷字東地内	左岸 堤防決壊 L=500m	河道開削 完了 (8月22日)
8	黒谷川	只見町黒谷字川代田地内	左岸 護岸流出 L=200m	築堤・大型土のう 完了 (9月9日)
9	塩の岐川	只見町塩ノ岐字西芦沢地内	左岸 護岸流出 L=150m	築堤・大型土のう 完了 (8月18日)
10	田の口沢	只見町大字只見地内	護岸崩壊 L=58m	土のう工 完了 (11月6日)

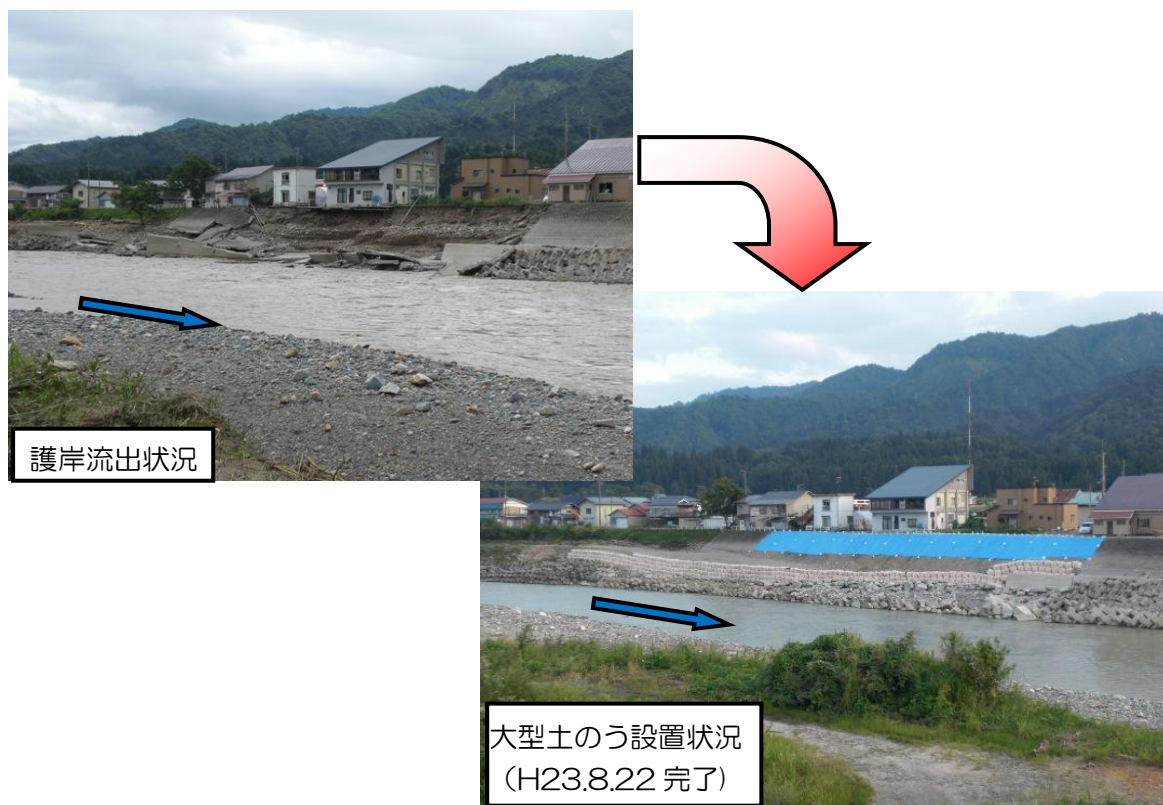
【写真4.10】 応急復旧状況(只見川:金山町水沼)



【写真4.11】 応急復旧状況(只見川:金山町本名)



【写真4.12】 応急復旧状況(伊南川:只見町福井)



### (3) 土砂災害発生箇所の応急復旧

今般の土砂災害においては、中山間地域という地域特性が顕著に表れており、川と急峻な山に挟まれた地形に集落が点在しているため、荒廃した沢部から流れ出た堆積土砂が道路を寸断してしまい、孤立集落や車両の立ち往生を発生させた。

これに対して、地元業者による道路の啓開作業及び土砂で埋塞した沢部の除去を行って、2次災害防止を図り、住宅等に浸入した土砂は、自衛隊やボランティア等の協力により撤去している。

【写真4.13】沢部埋塞土砂撤去状況



【写真4.14】 応急復旧状況(宮ノ前沢:只見町熊倉)



【写真4.15】 応急復旧状況(二軒在家沢:只見町二軒在家)



## (4) 住宅支援

## ● 応急仮設住宅の建設

「新潟・福島豪雨」では、住家に沢水と一緒に土砂が流入したり、河川の増水等による浸水被害が発生するなどして、全壊33戸、半壊199戸の被害をもたらした。このため、流入した土砂や泥水を時間を掛けて掻き出し、清掃、補修をしても住むことの出来ない住民に対し、金山町、只見町からの要請を受け、8月下旬に応急仮設住宅の建設を決定した。

建設場所が日本有数の豪雪地帯ということもあり、仮設住宅の仕様も気候に対応したものとなった。

【表4. 8】 応急仮設住宅建設状況

市町村名	地区名	建設戸数	着手日	完成日
金山町	本名	2戸	10/3	11/29
只見町	只見	3戸	10/4	11/29
	黒谷	3戸	10/4	11/29
合計		8戸		

【写真4. 16】 応急仮設住宅(只見町只見)





### 3. 支援・受援体制の構築

#### (1) 「東日本大震災」における支援体制

未曾有の大災害となった「東日本大震災」では、県内に甚大な被害をもたらした。特に被害の大きかった浜通り、中通り地方の事務所においては、避難・物資輸送路の確保、被災箇所の応急復旧、災害調査及び査定実査など、膨大な業務を各所属の職員のみで対応することは困難であった。このため土木部では、震災当初より県庁や比較的被害の小さかった会津地方の事務所を中心に、浜通りや中通りの事務所や県内各市町村に対して、職員を派遣し支援を行っている。

また、国やその他の自治体等からも、国土交通省、水産庁、全国知事会等を介して職員の応援を受けている。

#### (2) 初動時における出先事務所支援

「平成23年7月新潟・福島豪雨」が発生する直前、小名浜港湾建設事務所において、災害査定や発注業務の増加、復旧作業に際して小名浜港を利用するユーザー（企業）への対応などのため、職員を増やす必要が生じ、8月1日（月）から会津若松、喜多方、南会津の各建設事務所より1名ずつ派遣することで調整が行われていた。

しかし、今般の災害が発生したことにより、予定していた派遣職員を「平成23年7月新潟・福島豪雨」の対応に専念させるため、派遣を急遽取りやめにせざるを得なかった。そればかりか、建設事務所に比べもともと職員数の少ない土木事務所では、連日の警報発令に伴う待機のため交代要員がおらず、多大な負担を強いられていた。

そこで、土木事務所職員の負担を軽減すべく、建設事務所から管内土木事務所へ職員を派遣し現地調査及び情報収集等の支援を行った。

【表4. 9】 水防本部設置期間中における土木事務所への応援態勢

会津若松建設	派遣日時	派遣人数(のべ)	応援内容
→宮下土木	7月29日～31日	9名	情報収集・パトロール
	7月30日～31日	12名	道路啓開
	7月31日～8月4日	23名	被害箇所調査
→山口土木	7月29日～7月30日	9名	情報収集・パトロール
	8月1日～4日	25名	被害箇所調査

## (3) 被災市町村への支援

## ● 合同災害調査

県管理施設において甚大な被害を受けたのと同様に、市町村においてもその被害は激甚なものであった。各市町村では、住民避難や孤立集落、ライフラインの確保等に、限られた職員で対応しなければならない上に、技術職員が乏しく災害業務の経験が少ないため、災害調査等への対応が困難であった。

そこで、会津若松建設事務所では管内各町に職員を派遣し、当時支援を受けていたTEC-FORCE(同章第2節(2)で後述)と町の合同で被害調査を行った。あわせて、金山町に対しては、災害の工法検討、査定設計書の作成などの技術的支援をしている。

また、南会津建設事務所では、被災箇所に見見町と合同で被害調査を行い、平成24年12月7日からは被災した橋梁について工事監督等の技術支援を行っている。

【表4.10】市町村への応援体制

会津若松建設	派遣日時	派遣人数	応援内容
→柳津町	8月4日～8月5日	2名	被害状況調査 (TEC-FORCE、県、町による合同調査)
→三島町	8月4日	1名	
→金山町	8月4日	1名	
	8月12日～9月16日	1名	工法検討
	9月20日～12月22日	1名	査定設計書作成 査定等支援
→只見町	8月3日	1名	被災状況調査
	平成24年12月7日～	2名	橋梁について係る工事監督等の技術支援

【写真4.17】金山町への支援状況



(4) 他自治体への応援要請(受援)

査定、発注業務、工事監理など、今後予想される膨大な業務量に対応すべく、土木部では8月5日に会津方部3建設事務所に対して、災害復旧事業完了までに必要な技術職員(土木系)の人数について、管内土木事務所及び市町村も含めて把握するよう照会を出した。

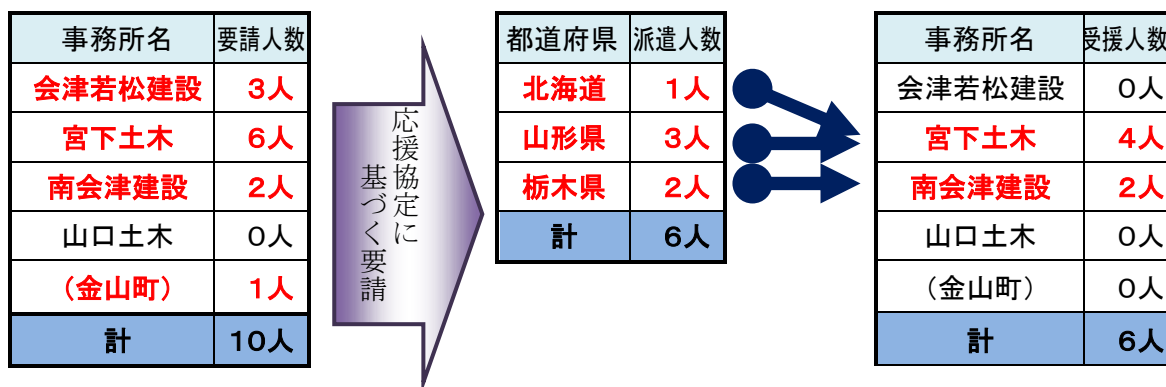
各事務所からの照会結果をまとめ、災害対策本部を通じて応援協定\*に基づき要請を行い、北海道、山形県、栃木県の1道2県から回答があった。別に、全国知事会等への要請も行ったが、こちらはゼロ回答であった。

これは、東日本大震災後に、全国の各自治体から既に福島県、宮城県、岩手県で大勢の応援を受けており、また各自治体も行財政改革により職員数が減少していること、さらに平成23年は台風12号、台風15号の襲来など全国的に災害が多く、技術職員の派遣が困難であったことが起因していると思われる。

※ 『大規模地震災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定』

『福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定』

【図4. 11】 支援要請・受援状況(当初)



当初、協定は平成23年12月末を派遣期間としていたが、災害復旧に係る発注・監督業務や道路消雪施設の被災に伴う除排雪対応業務等が増加することが見込まれたため、派遣先である南会津建設事務所及び宮下土木事務所の要請により、派遣期間の延長を各応援道県に申し入れた。その結果、山形県が要請に応じ、平成24年1月から3月まで2名を延長することとなった。

【表4. 11】 各県協定内容

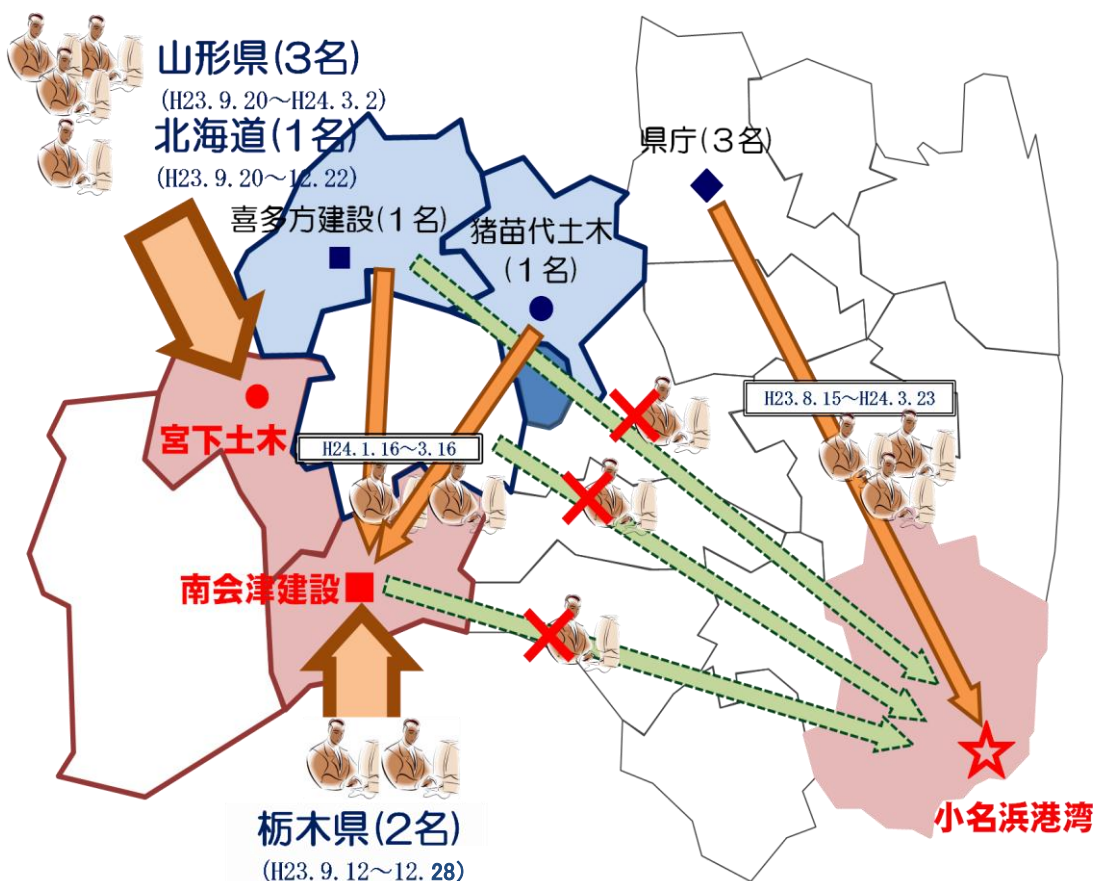
	派遣業務	派遣先	派遣人数	派遣期間
北海道	査定	宮下土木事務所	1人	H23.9.20~H23.12.22
山形県	発注業務		3(2)人	H23.9.20~H23.12.22(H24.3.2)
栃木県	工事監理など	南会津建設事務所	2人	H23.9.12~H23.12.28

※( )書きは、協定の人数変更及び派遣期間の延長

【写真4.18】派遣職員応援状況



【図4.12】支援・受援概念図



## 第3節 災害対応の効率化に向けた措置

## 1. 国への要望活動

「平成23年7月新潟・福島豪雨」の発生により、以下のような課題が生じていた。

- ① 災害復旧など市町村の事務量が膨大となり、県に対し職員支援などを要請
- ② 主要幹線道路(国道252号など)の降雪時までの早期復旧
- ③ 黒谷川・叶津川の改良復旧に伴う膨大な事業量

これらの課題に対し早急に解決すべく、国に対し要望活動を行った。

## (1) 日程

平成23年8月12日(金)

## (2) 要望先

- 政党(民主党、自由民主党)
- 省庁(内閣府、国土交通省)

## (3) 人員

- 福島県知事
- 土木部 3人 土木部長  
土木企画課長  
副主査
- 他部 知事直轄(秘書課)1名  
企画調整部 5名  
東京事務所 5名  
(農林水産部 3名 …別途農林水産省へ要望)

## (4) 内容 (下線は土木部に関連する要望)

① 激甚災害の早期指定について【内閣府、農林水産省、国土交通省】

東日本大震災に加え、今般、甚大な被害をもたらした、新潟・福島豪雨について、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置を早期に指定すること。

② 被災者生活再建支援法に基づく住家被害認定手続きの簡素化について

## 【内閣府】

住家被害認定については、外観目視調査により、概ね1階天井までの浸水が全壊、概ね1メートルまでの床上浸水が大規模半壊と認定する取扱とし、支援金の対象とすること。

③ 市町村に対する支援について【総務省】

特別交付税など市町村に対する財政支援について十分な措置を講ずるとともに災害復旧に当たり技術職員などの人的な支援態勢を確保すること。

④ 農林業における災害復旧の支援について【総務省、農林水産省、林野庁】

- 1) 迅速な復旧を図るため、応急工事の速やかな承認と災害査定を早期に実施すること。
- 2) 災害地の初年度の復旧進度を高めるための予算措置を講ずること。

- 3) 災害復旧事業については、補助率の嵩上げと地方財政措置の充実を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- 4) 災害関連農村生活環境施設復旧事業(集落排水施設)については、激甚地震災害と同様に、激甚豪雨災害の場合においても補助率の嵩上げを行うこと。
- 5) 災害調査費に対する国庫補助対象範囲の拡大を図ること。

**⑤ 被災中小企業の早期復旧に向けた支援について【経済産業省】**

被災した中小企業の店舗、旅館等の復旧を支援するための財政措置を講ずるとともに、災害関係保証の発動による金融支援など、被災中小企業の早期復旧に向けた支援策を講ずること。

**⑥ JR只見線、磐越西線の早期復旧について【国土交通省】**

- 1) 早期全線復旧に向けた支援を行うこと。
- 2) 通勤・通学などの日常生活に支障を来していることから、運休期間に係る代行バスの充実した運行を図ること。

**⑦ 国施行による早期の災害復旧支援について【国土交通省】**

奥会津地域は、日本有数の豪雪地帯であり、冬季前に地域の生活を守る必要があることから、災害復旧事業を国において実施すること。

- 1) 国道252号二本木橋及びび町で管理する長大橋等
- 2) 阿賀野川水系只見川等

**⑧ 公共土木施設の復旧に対する財政支援等について【総務省、国土交通省】**

- 1) 災害復旧事業等に対する国庫補助・負担率の嵩上げ、並びに地方負担に係る全額交付税措置を図ること。
- 2) 災害調査費に対する国庫補助対象範囲の拡大を図ること。
- 3) 災害復旧工事の採択基準を引き下げること。
- 4) 災害復旧工事を早期に実施できるよう、技術的支援や事務手続きの簡素化、災害査定業務の迅速化を図ること。

**⑨ 土砂災害対策事業の早期採択と財政支援について【総務省、国土交通省】**

災害関連緊急砂防事業等の早期採択と国庫補助率の嵩上げ、並びに地方負担に係る全額交付税措置を図ること。

**⑩ 利水ダムの管理について【国土交通省】**

阿賀野川水系に設置されている、利水ダムの水位及び放水等の管理状況について早急に確認し、必要な措置を講ずること。

**⑪ 災害廃棄物処理事業に関する財政支援について【総務省、環境省】**

豪雨により発生した災害廃棄物の処理事業費について、東日本大震災の災害廃棄物の処理事業費と同様の取扱いとすること。

- 1) 国庫補助対象の拡大
- 2) 交付税措置の拡充

## 2. 法令・制度上の措置

## (1) 建設業法関係(東日本大震災に関連する措置)

- 現場代理人の常駐義務緩和措置試行について

【平成23年10月31日 福島県入札監理課通知】

県から受注している他の工事が、次のいずれかに該当する場合は、当該他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

## (1) 近接工事

## (2) (1)の他、特に発注機関が支障ないと認めた工事

次のア～ウの要件を満たすものが対象となりますが、工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断する場合には認められない場合があります。

なお、この要件により、緩和の対象とできる他の工事と当該工事は各1件とします。

ア 両工事の発注機関が同一であること

イ 両工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること

ウ 当該工事の予定価格が2,500万円未満であり、かつ、他の工事の契約金額が2,500万円未満であること。**ただし、当該工事の予定価格又は他の工事の契約金額のいずれかが1,000万円以上の場合は、下記の同一区分の工事に限る。**

**区分1: 一般土木、舗装、鋼橋上部、PC上部、しゅんせつ、塗装、法面処理、上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト(13種別)**

**区分2: 建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備(5種別)**

- 建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて

【平成24年2月29日付け 福島県入札監理課通知】

建設業法施行令第27条第2項において、

「密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」

としているが、被災地において、同時・集中的に復旧・復興工事が行われることを踏まえ、

**「一体性又は連続性が認められる工事で、かつ、工事現場の相互間の間隔が概ね5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工するもの県から受注している他の工事が、次のいずれかに該当する場合は、当該他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。」**

とした。

- 現場代理人の常駐義務緩和措置の変更について

【平成24年2月29日付け 福島県入札監理課通知】

国からの、専任の主任技術者又は管理技術者に関する当面の取扱いが通知されたことに基づき、【H23.10.31】に試行した現場代理人の常駐義務緩和措置について、緩和の対象となる工事の範囲を拡大。

## (1) 近接工事

⇒「近接工事」の対象

〔試行〕近接工事として間接費が調整される際の先行工事のみ

**〔変更〕一体性又は連続性のある工事で、かつ、相互間の距離が概ね5km程度の場所において同一の建設業者が施工するもの**

## (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律について

## ● 激甚災害の指定【閣議決定:8月19日 公布:8月24日】

## I 激甚災害(本激)の指定

「本激」は、全国規模の激甚な災害を対象とするもので、本豪雨による全ての被災地を対象区域として、都道府県事業と市町村事業について公共土木施設や農地等の災害復旧事業への国庫補助のかさ上げ措置が講じられる。

## 【公共土木施設等の災害復旧事業】

## &lt; 指定基準 &gt;

- ・「全国の査定見込額>全国の標準税収入×0.5%」を満たすこと
- ・「全国の査定見込額>全国の標準税収入×0.2%」を満たし「都道府県での査定見込額>都道府県の標準税収入×25%」を満たす都道府県があること
- ・「全国の査定見込額>全国の標準税収入×0.2%」を満たし「市町村での査定見込額>都道府県の標準税収入×5%」を満たす都道府県があること

## II 適用すべき措置

**(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2条)**

【⇒ 詳細については「第5章 第2節 3. 災害に係る事業の国庫補助率の嵩上げ」にて記載】

- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
- (3) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(法第19条)
- (5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

## ● 激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

## 【閣議決定:9月6日 公布:9月9日】

福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域における中小企業被害額が、激甚災害指定基準(局激)に達することが確定したため、当該区域を対象として、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置及び小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例措置を適用すべき措置に追加。

## 【対象市町村:只見町、金山町】

## (局激指定基準)

市町村内の中小企業関係被害額 > 当該市町村の×10%(1千万円以上)中小企業所得推定額

(ただし、これに該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合を除く。)

## II 適用すべき措置の概要

- 1. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)
- 2. 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例



## (3) その他の法令等の適用

## ● 災害救助法の適用【適用日：平成23年7月29日】

## 災害救助法の概要

## 1. 適用市町村

喜多方市、只見町、檜枝岐村、南会津町、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町

## 2. 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

## 3. 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

## 4. 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等(例 人口 5,000 人未満 住家全壊 30 世帯以上)を行う。

## 5. 救助の種類、程度、方法及び期間

## (1) 救助の種類

- ① 避難所、応急仮設住宅の設置 ② 食品、飲料水の給与 ③ 被服、寝具等の給与  
④ 医療、助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋葬  
⑨ 死体の捜索及び処理 ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

## (2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って都道府県知事が定めるところによる。

## 6. 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

## 7. 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県知事の支弁：救助に要する費用は、都道府県知事が支弁

(2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ負担

## ● 被災者生活再建支援法の適用

1. 福島県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当

2. 住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

【該当市町村 南会津町、只見町、金山町 適用日：平成23年7月28日】

## &lt;参考&gt;

## 1. 支援金支給の仕組み(法第18条)

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

## 2. 対象となる自然災害(施行令第1条)

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号(災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害)に該当(只見町及び金山町は人口5,000人未満であることから、滅失30世帯以上で同号に該当。)することによる。(滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯)

● 平成23年7月新潟・福島豪雨に関する災害救助等に使用する車両の有料道路利用料金の無料措置

「平成23年7月新潟・福島豪雨」に伴い、災害救助活動等を行うために使用する車両については、平成23年8月4日から(一部で8月5日から)一部の高速道路において、料金の免除措置が適用。

1 免除の措置内容

都道府県及び市町村が発行(福島県は県のみが発行)する「災害派遣等従事車両証明書」を高速道路料金所で提出することで、無料で通行することが可能。

2 免除の対象となる車両

- (1) 被災者の避難所または被災した福島県市町村の災害対策本部(物資集積所を含む)への救援物資輸送車両
- (2) 自治体が災害救援のため使用する車両
- (3) 災害救助の活動に係るボランティア活動であって、被災した福島県内の市町村の災害対策本部等が要請したもののために使用する車両  
喜多方市、西会津町、三島町、会津坂下町、柳津町、金山町、只見町、南会津町、桜枝岐村(1市7町1村)

3 対象となる道路

・東日本高速道路(株) ・中日本高速道路(株) ・西日本高速道路(株) ・首都高速道路(株) ・阪神高速道路(株)  
・本州四国連絡高速道路(株) ・福島県道路公社が管理する道路

4 免除期間

平成23年8月4日から平成23年9月3日まで

3. 予算の措置

(1) 平成23年度補正予算の概要

- 9月県議会臨時会補正予算

補正予算の概要

- 1 新潟・福島豪雨災害における公共土木施設災害復旧等に係る増額補正
- 2 緊急時避難準備区域内の公共土木施設等の災害復旧等に係る増額補正

今般の災害に係る事業

土木部 9月県議会臨時会 補正予算

豪雨や地震・津波で被災した施設の復旧等を行います

1 新潟・福島豪雨

平成23年7月の新潟・福島豪雨により被害を受けた橋りょう・河川の護岸施設等、公共土木施設の災害復旧や土砂災害対策を行います。

◇道路や河川施設などの復旧



国道252号二本木橋（金山町）



伊南川（只見町）

◇土砂災害対策

土砂の流出等による危険な状況を緊急に対処するため、砂防えん堤を設置します。



宮ノ前沢（只見町）

● 12月補正予算

補正予算の概要

- 1 被災者の住宅対策に係る経費の補正
- 2 復旧・復興事業や放射能対策等に必要な経費の補正
- 3 警戒区域の見直しに備え、必要な経費の増額補正

今般の災害に係る事業

土木部 12月補正予算

**被災者の生活再建に向けて住まいに関する支援をします**

1 被災者への住宅対策

被災者への住宅対策として、民間借上げ住宅の戸数増加、応急仮設住宅への追加工事、新潟・福島豪雨災害被害者の応急仮設住宅の建設を行います。

◇応急仮設住宅の建設（新潟・福島豪雨災害）

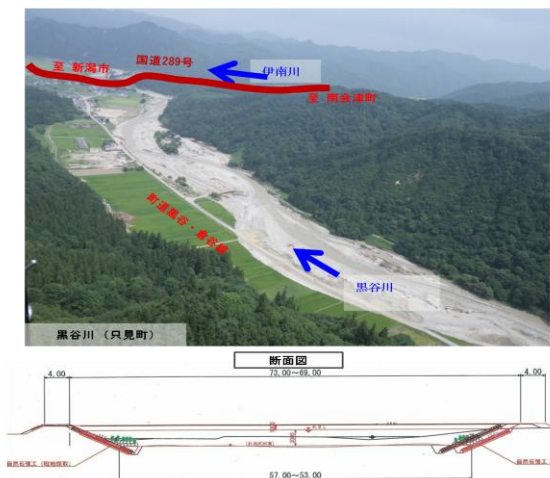


建設イメージ

土木部 12月補正予算

**新潟・福島豪雨で被災した土木施設の改良復旧を行います。**

平成23年7月新潟・福島豪雨で被災した橋や河川の災害復旧に併せて、河川の断面を広げるなどの改良を行い、再度災害防止を図ります。



● 2月補正予算

**補正予算の概要**

- 1 降雪量が平年以上に増加していることを踏まえ、県民の安全・安心の確保を図るため、除雪費の増額
- 2 復旧・復興事業等に必要な経費の増額
- 3 予算の確定等に伴う補正

**今般の災害に係る事業**

- 復旧・復興事業等に必要な経費の増額
- ・新潟・福島豪雨で被災した土木施設の改良復旧

(2)平成24年度当初予算の概要

**当初予算 重点事項**

- (1) 避難住民等の住宅対策
- (2) 公共土木施設等の災害復旧
- (3) 復興まちづくりへの支援
- (4) 県土の復興を支援する、道路ネットワークや物流拠点の整備
- (5) 防災・減災対策や耐震補強など、県全域における安全・安心の確保

**今般の災害に係る事業**

**(2)公共土木施設等の災害復旧**

**【平成23年豪雨災害】公共土木施設等の災害復旧**

～平成23年新潟・福島豪雨災や台風15号災からの公共土木施設等の復旧を行います～

**取組みの目的**

新潟・福島豪雨災や台風15号災により被災した道路、橋梁、河川など公共土木施設の早期の機能回復を図り、県民の安全で安心できる生活を確保します。

**取組みの内容**

- 【道路・橋梁】の復旧を図り、生活道路の安全な通行を確保します。
- 【河川・砂防施設】の復旧を図り、洪水による被害の軽減を目指します。
- 【土砂災害】のあった箇所について、砂防設備を設置し、再度災害防止を図ります。

**主な実施予定箇所**

- 新潟・福島豪雨による会津地方の被災箇所
- 台風15号による中通り地方の被災箇所

**実施予定箇所の被災状況**



黒谷川(只見町)  
【新潟・福島豪雨による洪水氾濫】



国道289号 花立橋(只見町)  
【新潟・福島豪雨による橋梁損壊】



御東沢(只見町)  
【新潟・福島豪雨による土砂災害】



阿武隈川(玉川村)  
【台風15号による洪水氾濫】

## 第5章 災害復旧計画

### 第1節 災害査定

#### 1. 災害査定受検体制

##### (1) スケジュール

平成23年災害査定は、東日本大震災による災害査定が5月中旬から既に始まっており、中通り・浜通りを中心に間断なく実施してきた。

今般の災害に関しては10月からの2ヶ月間で、東日本大震災及び台風15号災(9月中旬)と並行して災害査定を実施した。

【表5. 1】災害査定スケジュール

月	日(週)		東日本大震災		新潟・福島 豪雨	台風15号
			会津・中通り	浜通り		
5月	2~6日					
	10~13日	第1次				
	16~20日					
	23~27日	第2次				
	30~3日	第3次				
6月	6~10日					
	13~17日	第4次				
	20~24日	第5次				
	27~1日					
7月	4~8日	第6次				
	11~15日	第7次				
	19~22日					
	25~29日	第8次				
8月	1~5日	第9次				
	8~12日					
	15~19日					
	22~26日	第10次				
9月	29~2日					
	5~8日					
	12~16日	第11次				
	20~22日					
10月	26~30日	第12次				
	3~7日	第13次				
	11~14日					
	17~21日	第14次				
	24~28日	第15次				
11月	31~4日					
	7~11日	第16次				
	14~18日					
	21~25日	第17次				
	28~2日	第18次				
12月	5~9日	第19次				
	12~16日	第20次				
	19~22日	第21次				
	26~28日					

## (2) 受検体制

今般の災害における査定は計6回17班で実施しており、県・市町村あわせて368件の被災箇所を受検している。

【表5. 2】受検体制

河川局査定	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	計
日 程	10/3~10/7 (5日間)	10/17~10/21 (5日間)	10/24~10/28 (5日間)	11/7~11/11 (5日間)	11/21~11/25 (5日間)	11/28~12/2 (5日間)	(30日間)
班 数 (事務官班を除く)	8班	10班	7班	6班	5班	5班	41班
内、豪雨災 対応班	2班	4班	5班 (内、査定官班1)	3班 (内、査定官班1)	2班 (内、査定官班1)	1班 (査定官班)	17班 (内、査定官班4)
受検件数 上:合計 中:県 下:市町村	<b>75件</b> 54件 21件 <sup>※1</sup>	<b>109件</b> 56件 53件	<b>77件</b> 68件 <sup>※2</sup> 9件	<b>73件</b> 43件 30件	<b>30件</b> 28件 2件	<b>4件</b> 4件 0件	<b>368件</b> 253件 115件

※1 査定官班にて下水道災害1箇所を実施

※2 金泉橋(国道352号)を含む。

(落橋した金泉橋は新潟県境にあり、管理は新潟県で行っているため、査定・工事については新潟県で実施している。福島県では第15次査定時にその結果を確認し、新潟県に負担金を支払っている。)

【写真5. 1】災害査定受検状況(左:実地、右:机上)



## 2. 災害査定・復旧工事等における特例措置

「平成23年新潟・福島豪雨」による甚大な被害の発生状況に鑑み、災害復旧事業の速やかな処理を図るため国と協議し、災害査定及び復旧工事等の事務手続き等の簡素化を行った。

### (1)「平成23年新潟・福島豪雨による災害復旧事業の査定の簡素化について」

【H23.8.10 付け国土交通省通知】

- 総合単価の適用金額の引き上げについて

[通常] 1千万円未満 ⇒ **[特例] 1億円未満**

【参考: 現行の適用根拠】

○災害復旧事業における総合単価の使用について

建設省河川局長通知（昭和62年5月1日付け河防発第69号）

二 総合単価を使用できる災害箇所は、国庫負担申請額が**一千万円未満**の箇所(以下「特定災害箇所」という。)とする。

- 上記措置に関連し、総合単価による国庫負担申請箇所の工事費が現地調査により増額した際の適用範囲の拡大

[通常] 1千万円以上 ⇒ **[特例] 1億円以上**  
1千2百万円以上 **1億2千万円以上**

【参考: 現行の適用根拠】

○災害復旧事業における総合単価の使用の運用について

建設省河川局防災課長通達（昭和62年5月1日付け河防発第71号）

二 総合単価による国庫負担申請がなされている箇所の工事費が現地調査時の条件処理等により**一、〇〇〇万円以上となる場合には、一、二〇〇万円**に達するまでの箇所について総合単価を使用できるものとする。

- 机上査定の適用金額引き上げ

[通常] 3百万円未満 ⇒ **[特例] 5千万円未満**

【参考: 現行の適用根拠】

○公共土木施設災害復旧事業査定方針

河川局長通知（昭和32年7月15日付け河発第351号）

第一二 査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が**三〇〇万円未満**の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。



## (2)「平成23年7月新潟・福島豪雨による災害復旧事業の査定の簡素化について」

【H23.8.18 付け国土交通省追加通知】

- 設計書添付図面の簡素化(標準横断面図による積み上げ可)

[通常] 平面図、縦断面図、横断面図、構造図、展開図等を添付

⇒ **[特例] 平面図及び標準断面図等必要最小限とする。**

【参考:現行の適用根拠】

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則

(平成十二年十二月十五日運輸省・建設省令第十四号)

第五条 令第六条第一項 の目論見書及び設計書の様式は、それぞれ別記様式第二及び第三のとおりとする。

2 前項の設計書には、平面図及び横断面図その他の必要な書類を添付しなければならない。

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱

建設省建設事務次官通達 (昭和31年12月10日付け発河第114号)

第一八 令第六条の規定により、災害復旧事業の事業費の決定の申請をする場合には、目論見書及び設計書のほか、次に掲げる図面等を添付して申請するものとする。

2 令第六条第一項に規定する設計書には、次の図面等を添付するものとする。

一 平面図、二 横断面図、三 縦断面図、四 構造図、五 その他の図面、六 写真

## (3)「平成23年7月新潟・福島豪雨による災害復旧事業の査定の簡素化について」

【H23.9.20 付け国土交通省追加通知】

- 災害査定の採択保留の簡素化【H23.9.20 付け国土交通省通知】

[通常] 4億円以上 ⇒ **[特例] 8億円以上**

【参考:現行の適用根拠】

○公共土木施設災害復旧事業査定方針 河川局長通知 (昭和32年7月15日付け発河第351号)

第一五の二 災害復旧事業の査定にあたり、当該事業が次の各号の一に該当する場合は、採択を保留して帰庁の上、その採否を決定するものとする。

(一) 一箇所の見込金額が**四億円以上**となる場合

## (4)「平成23年発生災における災害復旧事業の査定の設計変更の取扱いについて」

【H24.4.17 付け国土交通省追加通知】

- 災害復旧事業の軽微な設計変更の適用範囲の拡大

[通常] 3割以内で、かつ、1千万円以下のもの

⇒ **[特例] 3割以内で、かつ、5千万円以下のもの**

【参考:現行の適用根拠】

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱

建設省建設事務次官通達 (昭和31年12月10日付け発河第114号)

第二〇 令第七条第一項に規定する「軽微な変更」とは、次の各号に掲げる変更をいう。

一 次に掲げる変更で、各工事箇所について当該変更による工事費の増減が、当該工事箇所における決定工事費(建設大臣の承認を受けてその設計を変更している場合においては、当該変更設計額の**三割以内で、かつ、一千万円以下のもの**)又は当該決定工事費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは、三百万円以内のもの

## 3. 査定決定額

【表5. 3】災害査定決定額(県・市町村)

事務所名	事業 主体名	河川		砂防施設※		道路		橋梁		下水道		公営住宅		合計	
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
会津若松	県	87	2,765,689	2	18,411	29	720,280	1	193,489	0	0			119	3,697,869
	市町村	17	65,674	0	0	37	324,487	5	977,740	1	4,683			60	1,372,584
	計	104	2,831,363	2	18,411	66	1,044,767	6	1,171,299	1	4,683			179	5,070,523
喜多方	県	14	220,940	1	7,013	10	284,693	2	154,273	0	0			27	666,919
	市町村	3	9,916	0	0	7	55,516	0	0	0	0			10	65,432
	計	17	230,856	1	7,013	17	340,209	2	154,273	0	0			37	732,351
南会津	県	54	4,766,062	11	1,209,246	46	1,276,183	4	243,743	0	0			115	7,495,234
	市町村	13	212,230	0	0	26	401,956	6	886,790	0	0	1	67,410	46	1,568,386
	計	67	4,978,292	11	1,209,246	72	1,678,139	10	1,130,533	0	0	1	67,410	161	9,063,620
合計	県	155	7,752,691	14	1,234,670	85	2,281,156	7	591,505	0	0			261	11,860,022
	市町村	33	287,820	0	0	70	781,959	11	1,864,530	1	4,683	1	67,410	116	3,006,402
	計	188	8,040,511	14	1,234,670	155	3,063,115	18	2,456,035	1	4,683	1	67,410	377	14,866,424

※ 緊急砂防等災害関連事業を含む

(平成24年2月1日現在)

4. 災害に係る事業の国庫補助率の嵩上げ

平成23年8月19日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以降、激特法)」第2条に基づき激甚災害の指定が閣議決定されたことに伴い、激特法第3条1号及び2号により、公共土木施設災害復旧事業及び改良復旧事業の通常補助負担率がそれぞれ嵩上げされた。

【表5. 4】災害に係る事業補助率

事業名	施工期間	工種	事業主体	国庫補助率	特例国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業	災害発生年度を含めて単年度以内	河川、海岸、砂防、林、堤防、地すべり、急傾斜地、道路、港湾、水道、公園	地方公共団体又はその機関	2/3 (0.667)	0.828
河川等災害関連事業	災害発生年度を含めて3ヶ年度以内	河川、海岸、砂防、急傾斜地、地すべり、道路、橋梁	県市町村	1/2 (0.500)	0.685
災害復旧助成事業	災害発生年度を含めて4ヶ年度以内 (助成工事費が30億円未満) 災害発生年度を含めて5ヶ年度以内 (助成工事費が30億円以上)	河川、海岸	県 (海岸については政令指定都市を含む)	1/2 (0.500)	0.685

【表5. 5】補助率嵩上げに伴う特別財政援助額

事業	事業費	内改良費(対象事業費)	特例国庫補助率	国庫補助額	
関連	叶津川	1,250	505	0.685	346
	花立橋	189	86		59
助成	黒谷川	3,030	1,158	0.685	793
計 (嵩上げ無し)	4,469	1,749	(0.500)		1,198 (875)
特別財政援助額				324	

(単位:百万円)



第2節 改良復旧事業関係

1. 河川等災害関連事業

(1) 阿賀野川水系一級河川叶津川【平成24年2月13日採択】

● 事業概要

事業主体：福島県

事業箇所：福島県南会津郡只見町大字叶津地内

事業期間：平成23年度～平成25年度

事業費：約1,250百万円  
(内改良費 約505百万円)

延長：3,075.5m

工事概要：護岸工、床止工、排水工

採択基準：方針第19条. 1. (二)

イ 河川工事(ハ)(二)(ホ)

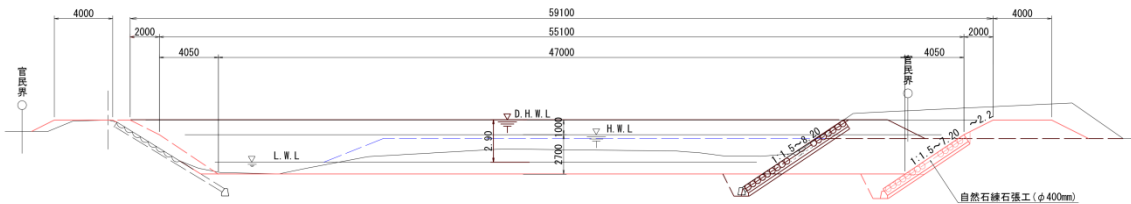


【図5.1】位置図  
災害関連事業 L=3075.5 m

【写真5.2】被災状況



【図5.2】標準横断面図



(2) 国道289号花立橋【平成23年11月29日採択】

● 事業概要

事業主体：福島県

事業箇所：福島県南会津郡只見町大字楢戸地内

事業期間：平成23年度～平成25年度

事業費：約189百万円(内改良費 約86百万円)

諸元：L=238.3m(内橋梁 38.7m)

W=6.5(8.5)m

※旧橋L=37.62m W=5.5(6.0)m

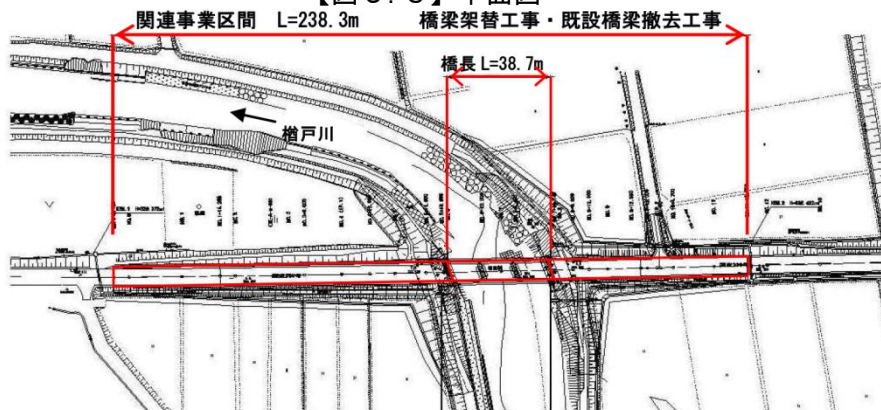
採択基準：方針第19条. 1. (二)

ト 橋梁工事(へ)(ト)

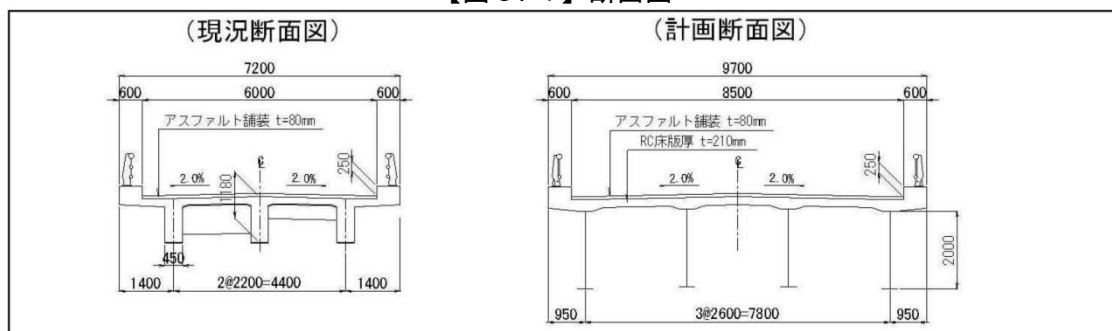
【図5.3】位置図



【図5.3】平面図



【図5.4】断面図



【写真5.3】被災状況



## 2. 河川災害復旧助成事業

(1) 一級河川黒谷川【平成24年1月25日採択】

● 事業概要

事業主体：福島県

事業箇所：福島県南会津郡只見町大字黒谷地内

事業期間：平成23年度～平成26年度

事業費：約3,030百万円

(内改良費 約1,158百万円)

延長：6,636.0m

工事概要：護岸工(石張・石積)、床止工、排水工、取水堰

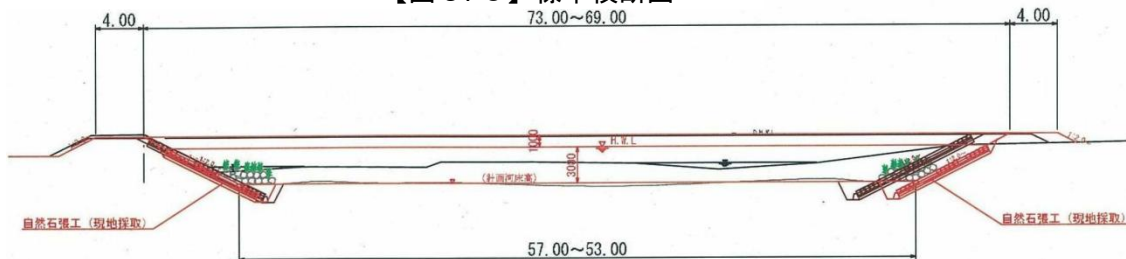
【図5.5】位置図



【写真5.4】被災状況



【図5.6】標準横断面



### 第3節 災害関連緊急砂防事業

#### 1. 事業経緯

今般の災害により、川と急峻な山に挟まれた集落が土石流の発生により、甚大な被害を受けた。

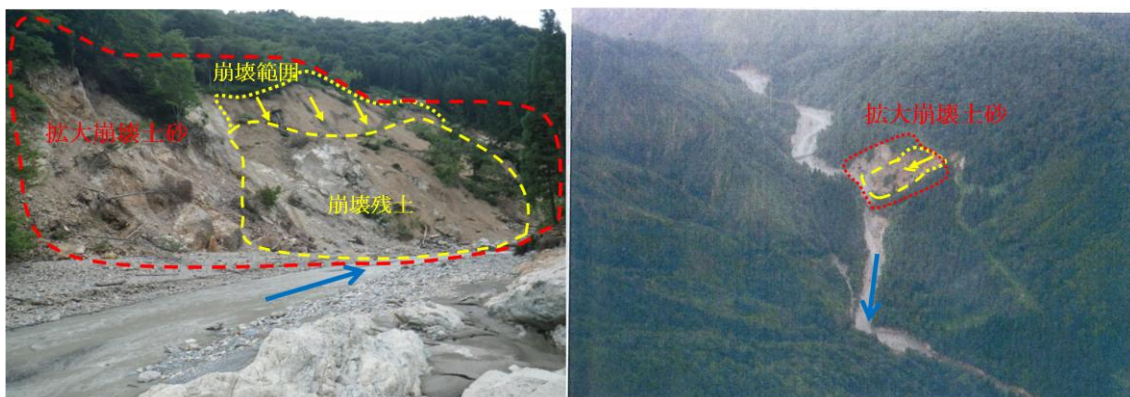
被災後の調査では、豪雨により新たな山腹崩壊の発生や既崩壊の拡大が確認され、生産された不安定な土砂等が溪流に堆積し、流域が著しく荒廃していたため、放置すれば次期出水により再度流出することが予想され、下流域の人家やその他の保全施設に多大な被害を及ぼすおそれがあった。

このため、特に緊急的に対策を講じる必要がある8箇所について、国土交通省と協議し平成23年12月13日に当該事業の採択を受けた。

【表5. 6】災害関連緊急砂防事業一覧表

箇所名	市町村	被害	事業内容	災関決定額(千円)	補助率
系沢	南会津町	人家半壊1戸 一部損壊1戸他	砂防えん堤工 N=1基	132,768	2/3
カシノ木沢	南会津町	人家全壊1戸 床上浸水1戸	砂防えん堤工 N=1基	137,664	
長野沢	南会津町	人家全壊1戸 床上浸水1戸他	砂防えん堤工 N=1基	155,808	
宮ノ前沢	只見町	人家全壊2戸 人家半壊1戸	砂防えん堤工 N=1基	106,272	
二軒在家沢	只見町	一部損壊1戸 床上浸水2戸他	砂防えん堤工 N=1基	187,200	
御東沢	只見町	一部損壊2戸 床上浸水1戸他	砂防えん堤工 N=1基	210,240	
沼頭沢	只見町	一部損壊1戸 床上浸水2戸他	砂防えん堤工 N=1基	94,176	
黒谷川	只見町	町道被災 (人家孤立)	砂防えん堤工 N=1基	164,448	
計				1,188,576	

【写真5. 5】溪流部荒廃状況(黒谷川:只見町地内)



【写真5.6】被災状況（糸沢：南会津町地



【写真5.7】被災状況（カシノ木沢：南会津町地内）



【写真5.8】被災状況（宮ノ前沢：只見町地内）



【写真5.9】被災状況（長野沢：南会津町地内）



【写真5.10】被災状況（御東沢：只見町地内）



【写真5.11】被災状況（二軒在家沢：只見町地内）

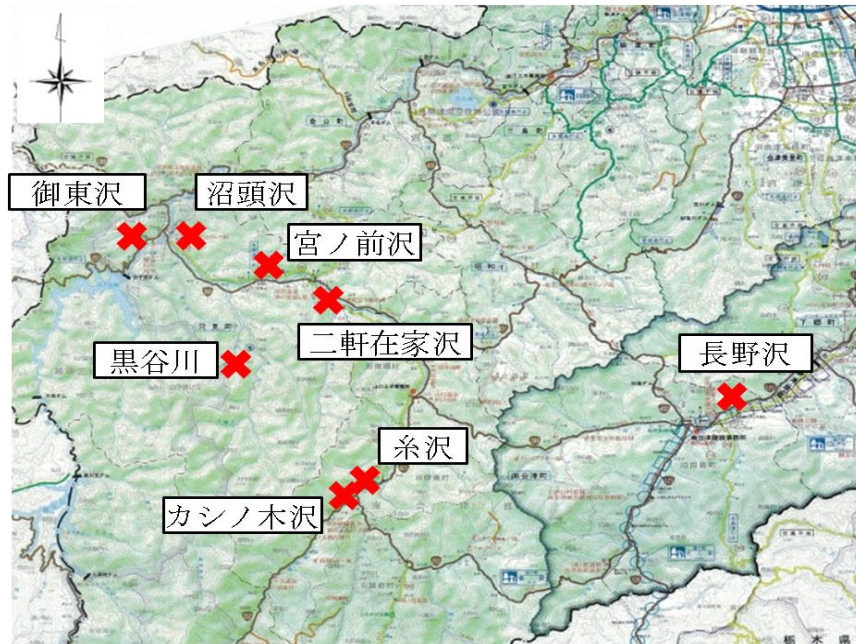


【写真5.12】被災状況（沼頭沢：只見町地内）





【図5.7】災害関連緊急砂防事業位置図



## 2. 事業採択要件

- 1箇所の事業費が 3,000 万円以上のもの
- 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの
- 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
  - 1) 鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの
  - 2) 官公署・学校又は公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの
  - 3) 人家 10 戸以上
  - 4) 農地 10ha 以上(農地5ha 以上 10ha 未満で当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む)

#### 第4節 国土交通省による直轄代行・直轄受託事業

##### 1. 国道252号二本木橋の直轄代行事業

###### (1) 事業経緯

国道252号は四季を通して多くの観光客が行き交い、会津若松と南会津、特に只見町等の奥会津の生活圏を結ぶ地域連携道路として、重要な位置付けにある路線であったが、今般の豪雨による異常出水のため、7月29日(金)19:27、大沼郡金山町大塩地内に架けられていた二本木橋の上部工が落橋した。

町道の迂回路が存在するものの、大型車両の通行は出来ず、冬期間は除雪が行われず通行止めとなるため、降雪期前までの非常に短期間で、なおかつ当該河川にあるダム施設群が被災によって出水時の流量調整が困難な状況のなかで復旧工事を行う必要があることなどを踏まえ、国(北陸地方整備局)に対して、道路法第13条第3項の規定※<sup>1</sup>に基づき、直轄代行事業として災害復旧の迅速な施行を依頼した。

※<sup>1</sup> 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

【図5. 8】 国道252号二本木橋被災概要



- |       |    |                                      |
|-------|----|--------------------------------------|
| ①日    | 時  | 平成23年7月29日(金) 19時27分落橋               |
| ②被災箇所 |    | 国道252号 福島県大沼郡金山町大字大塩                 |
| ③被災状況 |    | 上部工落橋 規模 L=66.8m W=6.0m              |
| ④被害   |    | 第三者被害なし、孤立集落なし、迂回路あり(周辺迂回路は冬期間通行止め)  |
| ⑤交通量  |    | 1,790台/日                             |
| ⑥その他  |    | 雨量                                   |
|       | 1) | 累計雨量 559.5mm (7/27 4:40~7/29 19:30)  |
|       | 2) | 連続雨量 436.0mm (7/28 19:40~7/29 19:30) |
|       | 3) | 時間最大雨量 69.5mm (7/29 18:00~19:00)     |

【写真5. 13】二本木橋落橋(左)及び仮橋架橋状況(右)



## 2. 阿賀野川水系阿賀川及び只見川災害復旧工事の受委託契約

### (1) 事業の経緯(国施工の理由)

阿賀川本川、只見川本川は、水力発電用ダムとその貯水池が多く存在し、災害復旧工事の施工に際しては、貯水池の水位調整など利水ダム管理者(東北電力・電源開発)との協議調整が必要となる。

利水ダムの許可権者である国土交通省であれば、利水ダム管理者への指導、発電施設再開の検査、貯水池の水位・放流量の調整など迅速かつ一元的に対応ができることから、北陸地方整備局と福島県との間で受委託契約を結び、国直轄で災害復旧事業を行った。

また、金山・只見両町においても、地域コミュニティをつなぐ重要な橋梁が被災したため、国による早期の復旧が求められたが、道路法において市町村に対する権限代行の規定がないため、県管理河川である阿賀川本川、只見川の災害復旧工事と同様に、受委託契約により国において施工することとなった。

### 《主な経緯》

平成23年7月末	平成23年新潟・福島豪雨発生
平成23年8月26日	福島県知事から国土交通大臣へ要望
平成23年9月21日	福島県知事・北陸地方整備局長 協定締結 (只見川 滝ダム～阿賀川 上野尻ダム 河川災害復旧工事の国施工)
平成23年10月28日	福島県知事・北陸地方整備局長 受託契約締結 (喜多方市高郷町西羽賀字思川他 2箇所 約30百万円)
平成24年1月12日	福島県知事・北陸地方整備局長 受託変更契約締結 (金山町水沼字上田 他2箇所 約1,505百万円)

## (2) 事業概要

事業名: 阿賀野川水系阿賀川及び只見川河川災害復旧工事

事業範囲: 下流端 上野尻ダム(耶麻郡西会津町上野尻地内)

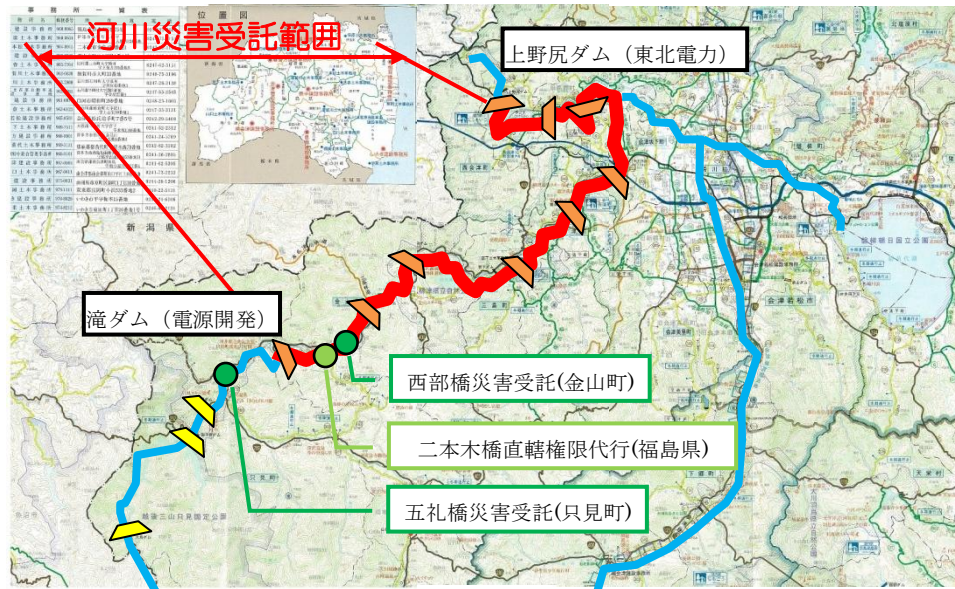
上流端 滝ダム(大沼郡金山町滝沢地内)

阿賀川被災箇所	4箇所
只見川被災箇所	39箇所
計	43箇所

事業期間: 平成23年度～平成25年度

事業費: 約2,999百万円

【図5.9】位置図



【写真5.14】国受託区間 被災状況



第5節 災害対策等緊急事業推進費の活用

1. 制度概要

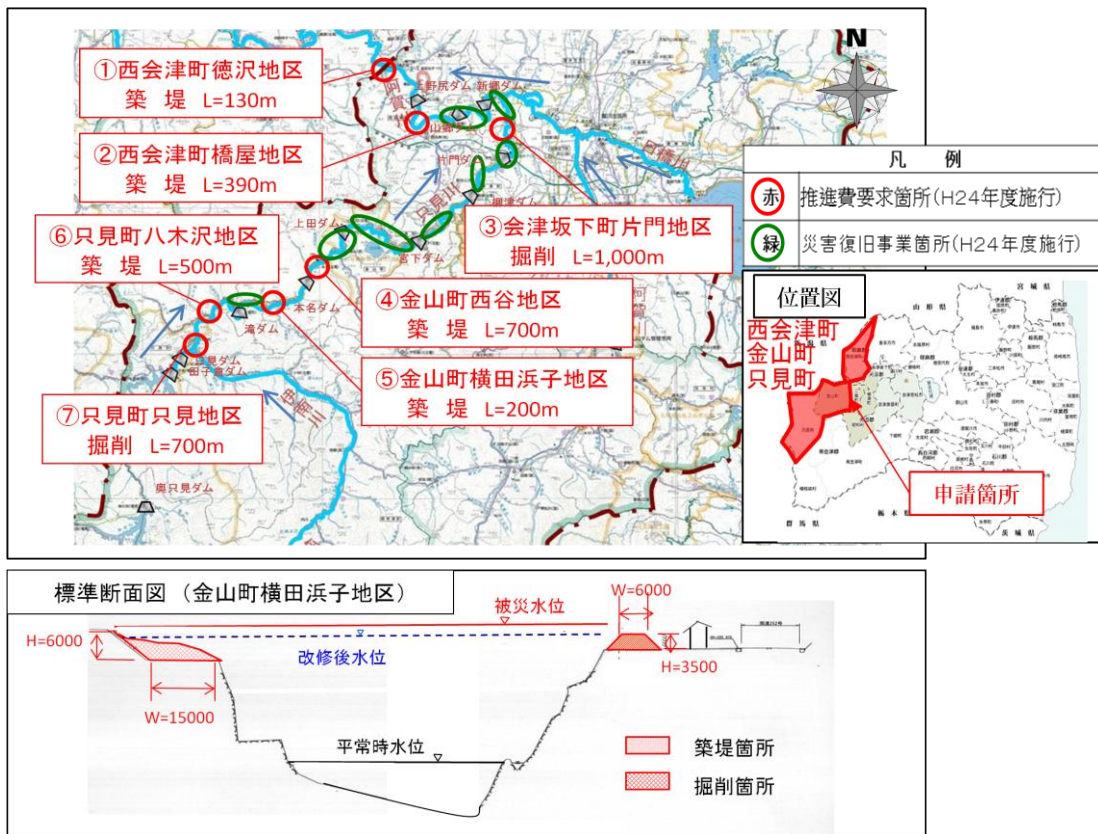
災害対策等緊急事業推進費は、自然現象による災害を受けた地域等又は社会的に影響のある公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において、再度災害防止(災害対策緊急事業)や事故の再発防止(公共交通安全対策緊急事業)を迅速に実施し、住民等の安全・安心の確保に資することを目的とした制度である。

- 実施主体 国、地方公共団体(都道府県、市区町村)等
- 対象事業 道路、河川、海岸、港湾、都市、住宅、鉄道、空港、航路標識、農業農村、林野、水産基盤、水道、工業用水道に係る公共事業(直轄及び補助事業)

2. 事業概要(当初)

- 事業名 災害対策等緊急事業
- 工期 H24年 7月～H25年 3月( 9ヶ月)
- 事業計画区間 事業延長L=3,620m
- 工種 河道掘削工V=160,000m<sup>3</sup>、築堤工L=1,920m  
測量設計費 一式、用地費及び補償費 一式

【図5. 10】事業概要図



【写真5.15】事業箇所被災状況



① 西会津町徳沢地区浸水被害状況



② 西会津町橋屋地区浸水被害状況



③ 会津坂下町片門地区増水状況



④ 金山町西谷地区浸水被害状況



⑤ 金山町横田浜子地区被害状況



⑥ 只見町八木沢地区浸水被害状況



⑦ 只見町只見地区浸水被害状況

## 巻末 『平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害記録誌』の編纂について

### 1. 編纂目的

- ① 平成23年に発生した大規模災害への対応を記録・保存し、その経験を伝承する。
- ② 記録誌の編纂過程において、初動対応やこれまでの施策を検証する。

### 2. 記録誌構成

